古史傳

自第八十段
至第八十八段

十七

和書門
類
二〇二六一 號
五三 函
二五 架
二二 冊

内閣文庫
和書 類
二〇二六一 號
二二 冊
一四函一七 架

内閣文庫
番號 和 20261
冊數 22(17)
函號 140 183

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

古史傳十七㞢卷

神代中九㞢卷

平篤胤謹撰

男 鐵胤
孫 延胤 續攷

故其大国主神㞢庶兄弟。八十神坐矣。雖然皆国者。奉避於大国主神矣奉避由者。其八十神

浅草文庫

各欲婚稲羽之八上比賣之心有而。共行稲羽之時。於大名牟遲神令負帒。爲從者而率往矣。於是到氣多之前時。裸之菟伏也。爾八十神謂其菟云。汝將爲

者。浴此海鹽。當風吹而。可伏高山之尾上云。故其菟從八十神之教而伏矣。爾隨其鹽之乾而。其身皮悉風見吹拆之。故。痛苦而泣伏則。最後來之大名牟遲

神。見其菟而。問言何由汝泣伏耶。菟答白。吾在淤岐嶋而。雖欲度此地。無將度因。故欺海之和邇而言。吾與汝。欲競計族之多少。故汝者。其族之在悉率來。自此嶋至氣多之前。皆可列伏度。吾蹈其上而。走乍讀度。於是與吾族。將知孰多事。如此言則見欺而列伏之時。吾蹈其上而。讀度來。今將下地之時。吾

云汝爲我見欺焉竟則。卽伏最
端和邇。捕我而悉剝我衣服矣。
因此而泣患則。先立行出八十
神出命以而。浴海鹽。當風而伏
焉。誨告矣。故如教爲則。我身悉

見傷焉白矣。於是大名牟遲神。
教其莵曰。今急往此水門而。以
水洗汝身而。卽取其水門出蒲
黃敷散而。輾轉其上則。汝身如
本膚必可差者也教矣。故如教

爲則。其身如本也。故其菟白大名牟遲神云。此八十神者。必不得八上比賣。雖負帒。汝命獲之白矣。此稻羽之素菟者也。於今謂菟神也。

庶兄弟ハ麻々、阿邇於登と訓べし。字鏡に。庶兄万々、兄とあり。麻々に庶字を書こと。師説に。漢国にて。庶字ハ嫡に對する称にして。嫡妻の生る子を嫡子と云ひ。妾の生るを庶子といふ。さきぞ庶兄弟とは。嫡妻の生る子に妾の生る兄弟を云称あり。然れども皇国にてハ。嫡庶を論ず。凡て異母の兄弟を。麻々兄。麻々弟と云けむ。また和名抄に。継父万々知々。継母万々波々と見え。ると古も今も。非所生子を麻々子と云ひ。今言に非所生親子の間を麻々志使中と云り。とあり。偖此一段は。都て師説をもて注せまむ。更に師云とハ記さずたま〳〵に己が注せるをバ。篤胤云と記して別ちぬ。○八十神は。師云たゞ多きを云なり。必八十柱と限れるには非じ。明宮段末に。故八十神雖欲得是伊豆志袁登賣。皆不得婚と有るに同じ。考へ合せて知べし。神代紀に。八十諸神。垂仁天皇紀に。八十魂神なども有り。はた百八十神と下に有るも同じたぐひあり。式に阿波国美馬郡に。八十子神

社とあるは、前後の神社を合せて思ふに、伊邪那岐ノ大神の、多くの御子を申にあらむ。さて舊事紀に、此の八十神を、事八十ノ神とて、一神の名になしたれど、例のひが事なり。次ノ文に、皆とも各ともあるを、共ニ議ルとも有にてしるし。○皆国者奉避於大国主ノ神ニ矣。師云、此は後の事を先ッ言おきて、次に其ノ然る所以を、初メより具サに言ふ。此ノ次より、下文の、毎ニ坂ノ御尾ニ追伏セ、毎ニ河ノ瀬ニ追撥ヒ而、国作リ始メタマヒキ矣、とある処まで、皆その事なり。皆は、八十神皆なり。国は、此ノ天下を云。避とは、下に大国主ノ神の事に避てふことも許多あれど、自退て譲り避るをこそ云なれ。此は下文の事どもを見るに、さに非ず。競争あれども及ばずて負て退き避れるなり。若くは終に大国主ノ神に帰服て、自避し事の有しが、記に漏たるにもや有らむ。○稲羽は、師云、因幡ノ国なり。彼ノ国法美ノ郡に、稲羽ノ郷あり。伊奈波 是より出たる国ノ名なるべし。名ノ義は、稲葉よりや出けむ。○八上比賣。師云、和名抄に、因幡ノ国八上ノ郡あり。夜加美 此より出たる名なり。さて此ノ比賣神の坐シし処なる故に、地ノ名となれるなり。其ノ本末は辨へがたし。万葉四に、八上ノ釆女も見ゆ。○欲婚云々は、師ニ云、用婆波年能心有氏と訓べし。此言は、八千矛ノ神の御歌に、佐用婆比とある処に委く云べし。第九十八段の傳見べし。○共行は、出雲国より行なるべし。○負帒は、和名抄に、蔣魴切韻ニ云、袋ハ囊ノ名ナリ、字亦作ル帒ニ、和名布久路。また唐韻ニ云、幐ハ囊之可キ帯フ也。和名於比不久呂。これら共に、行旅ノ具に載されば、古へは旅用物を帒に入て、従者に齎せ行と見えたり

也。蜻蛉日記などに、餌袋に蔣子など入て旅にもさる事見えたり。餌袋の名は、鷹より出たれど、其に種々物入るゝは、古は旅に袋を持たる事の遺れなるべし。西宮記踏歌装束條に、以衛府官人為持袋者、装束如常と見え、また禁秘御抄得選條に、行幸之時持大袋与内侍同車、是不可然事、第一也とあり。雄略天皇紀に、根使主を罪なひ給ひて、其子孫を賜茅渟縣主為負囊者とある也。賤者は役と見えた也。或人云、事功の人におくるゝ者家世俗に袋持と云も、此故事に依れり。〇従者八登毋毘登と訓べし。穴穂宮段に御伴人ともある也。書紀に従とも従人とも傔人ともある。皆トモビトと訓たり也。けて同兄弟の中に、此神しめ如此賤きは万に見役給へる所由は、凡て大なる功業を立むせゝる人は、細事には拘らぬなら、中々に人の云るゝに

従ふ物なきぞれねるべし。此意は、次の手間山の事にても見えた也。〇氣多之前は、因幡国氣多郡の海邊の崎な也。〇裸之は、阿加波陀那流と訓べし。垂仁天皇紀に、裸伴此云阿箇播娜我等母と見え、雄略天皇紀に、禿鷄とも見ゆ。〇今云、本には之字なきを、今は此訓のナルに當て加へつ。古事記歌に、阿加波陀能山とあるぞ。顯膚の意なる也。倭と赤膚にても有べし。史記秦始皇本紀に、伐湘山樹赭其山とあり。また波陀加と云は、膚顯にて、阿加波陀を下上に云言な也。然るを阿加波陀加と云は、此を意得ぬひが言にて、由れく同言の重なるぞうし。右に引る垂仁紀訓注の我字は、之の意なり。思ひ誤るなと勿き。此は蒐の毛の無を云也。〇蒐此方の古書には、兎を多くは菟と作ぞ。漢籍にもける例ありて、字書にも相通と云るも有れど、そは誤なりと或書に

云り。菟を兔とは作べく。兔を菟とは書まじきことなりとぞ。信にさも有べき事なり。加茂翁云。万葉十四東歌にも。今の田舎人も乎佐藝と言へば。然訓べしと云き。然れど凡て古書に宇の假字に此字を用ひし例を思へば。なほ宇佐岐ぞ正しかりける。例天武天皇紀に。置始連菟と云人名をも。元正天皇紀には宇佐岐と書れたり。乎佐岐は本より田舎言なるべし。和名抄に。四聲字苑に云。兔似小犬而長耳缺脣和名宇佐木とあり。篤胤云。此に引れたる和名抄は。常の印本なるが。古本には。兔他故反。亦作菟。和名宇佐岐。似鼠大長耳缺脣。毛可為筆とあり。此にても菟兔通はし用ひたることを知べし。字書どもに菟娩などの字。与兔同とも。兔子也とも見え。また鵵字も兔子也とあり。かく

て此獣のこと。猶末に委く云べし。○爾八十神謂其菟云々、此上に菟の裸にて伏る所以を。八十神の問る言。次に菟の答さ例言など有べき残。其は次の大名牟遅神の問賜へる處に委曲に擧て。此には省けり。撰前に言て後に省くこそ。文章の常なるに。此は前に省きて後に言るは。凡て大名牟遅神の事業を主と語る故に。其処を委曲に云るなり。○将為者は勢牟波を訓べし。可為様者と云むが如し。○海鹽は宇志富と訓べし。塩は借字にて潮をいふ。下同。齊明天皇紀の大御歌に于之宴と見ゆ。○尾上のことは朝倉宮段に云べし。○可伏は。今云本に伏字のみなり。其を師の布斯氏余と訓れたる氏余に當て。可字を加へつ。○從八十神之教而の而は為而の意

なり。○乾の假字は。字鏡の燥字に下に可和久とあり。○
其身皮とは。膚を云なり其故は。上に裸と見え。下文に悉
剝我衣服とあれば。毛に付たる皮は無ればなりけり。○痛苦
は。伊多美氐と訓べし。抑古の菟は。八十神に爲米に何の
怨仇にもあらぬをかく令惱るは。甚も惡有神たちなりけり。凡て由なきしれざまに物を傷ふことは。昔も今も不善人の爲る事なりかし。
と訓む由前に云が如し。第二十段の傳見べし。○淤岐嶋は。隱岐
國なり。○和邇。和名抄に。麻果切韻云。鰐似鼈有四足。喙長
三尺甚利齒。虎及大鹿渡水鰐擊之皆中斷。和名和仁と云
なり。今云。斷字古本に作析とあり。此魚は古。古書に多く見ゆ。宇治拾遺に。虎の海
ずに落入たる足を和迩の喰切たるを。其和迩おひに虎よ
く殺されしと係物語をもせしなり。○今云この事拾遺
なれ古く今昔物語に見えたなまりし同物語に私市宗平
と云相撲人の最手なりけるが。背を射られしとて係鹿は海
を渡りて向の山様に逃ける係を宗平立游をして鹿に追
付て其尻足を取て肩にかけて游返るに鰐の追來たれ
ば二度に鹿は頭と前足とを喫せて三度めに宗平鹿の
尻足を鰐の口に入係く係くに其膊に手を指入れて促
になりて其鰐を陸様に投上たるを人々集りて射殺し
ぬ斯て宗平は何にして喫れざりけると問たまで鰐は
物を喫て其処をよく喫しててに己が栖に置て其殘ある
をまた喫に來るなり。其をしりて前度に鹿の頭を喫せ
次度は前足を喫せて遣りけり後に來れるは尻足をも喫
せて投上たり。案内を知ざる者は一度に手を放ちて喫
しむる故に次度は我喫係くなり又力なき人は指遣り
て喫せむ程に必突倒れなむとぞ云たると云事も有なり。
此負のことは書等に多かまれど此は人の心付甚大なるが
にも成べき事なれば文を略きて注し出ぬ。漢籍にも長三丈
有と見えて。記中に。八尋和邇ともあり。など見ゆ。凡て北

國の海にて、今も和迩多しと云り。また遙なる熊鰐とは。西北外國々にめ、此魚多き処ありと云り。其猛を云る稱なり。凡て熊某と云は、みな猛を云る例なること、上熊曾の処に云が如し。さて此に海と云ふは、菟は陸の物にて、海を渡らむの謀を語る處なればなり。○族は登母賀良と訓べし。此字を書紀に、宇我邏、また夜加羅と訓れども、此は親族を云に非ず。然は訓べからず。菟の族とは、闔嶋の菟までも皆をいひ、和邇の族とは、擧海の和邇どもを皆を云るなればなり。書紀十一に、虻之黨類、また諸虻族とあるも同じ。族は礼記注に類也とある意なり。諸紀に屬類・黨類・徒黨・同伴者・衆などみな然訓り。○多少は於本伎須久那伎と訓べし。○欲競計をば、久良辨氏牟と訓べし。○在悉は、阿理能許登碁登と訓べし。有限不遺を云意なり。万葉五に、布可多衣、安里能許

等其等伎曾倍騰毛、とあるに等し。○列伏度の度は、此處より彼處まで續くを云り。彌亘字を訓る意なり。○走乍。凡て乍字、古書には必都々と訓む例なり。都々は此事と彼事と相交るとき其間に置く辭なり。此は走もし讀もして、二事を相交へて爲るなり。走る讀とも、走りながら讀とも云に同じ。故この乍字を、後世には那賀良とも訓なり。凡て都々を那賀良と通ひて聞ゆることを多し。物語文なれども、必都々と云べきを那賀良と云へる例あり。○近世の哥には、而と云べき処を都々を詠こと多し。これは誤なり。都々と云べきを氏と云むは可し。氏を云べきを都々とは云がたし。此意をよく辨ふべし。近世に哥作人のいふ都々の説は、叶はぬこと多し。○將讀度。讀は數計なり。万葉四に、月日乎數而、また七に、浪不數爲而。また十一に、時守の打鳴に鼓數見れば。これら今本の訓は皆誤なり。

なさ十三に吾睡夜等を讀も敢むかも。今本は讀を續と誤れり。なさ十七に月日餘美都追かく假字にめ書り。今世にも錢なぞを數ふるをば、よむとぞ云なり。はて此度は上なはと異にして。渡行を云なり。
○與吾族云々。右は如く爲ならむには。實に和邇の族は數をば。知られれども。菟の族は數は知られきならねば。此上に。然後吾亦族在悉率來將列伏爾汝云々讀度など云語も有べきに。其は今菟は身上を語るに用無まれ。畧れなにこそ。○今將下地之時。凡そ今と云に三意あり。一には字は如く常云ふ今なり。二つは今一など云て。有が上へに猶添むとはるを云。三には將然こをは近まを云。俗にやがてとも。おほ〜けとも云ふ今返來むなど云是なり。此よ同じ。即今にとも云なり。まさ一つ意あり。今早くをも催すよいふ是なり。まさ今者さ〜はと云て。今は此ぞ限りと云意に用ふること有り。其意にて。地に下むをはる程の近きを云。下地をは。和邇の背上よりり。氣多前の地に下るを云。○最端も。伊夜波志を訓べし。俗に一端と云ふとなり。○我衣服とは。毛は付なる皮を云なり。きは人に準へて。衣服とは云べるか。又は使母能とは。凡て膚をおほ〜み藏す物の名にて。人の著る衣服はみの名には非るか。まさ蜷の使奴と云こと有れば。此も使奴をも訓べし。○患は假字は。三代實錄十三の十七葉に憂禮比とあり。宇禮閉に非ず。○命以ては。以御言なり。初めに天神諸命以とあるに同じ。○見傷焉は。上よ

其身皮悉風見吹拆之故痛苦といふことを云なり。曾許那波延都。と訓べし。但し此も記傳の説なるが。本には傷字のみなりしを。如此訓きたる延都に當て。見易の二字を加へたり。○今急。の今は。速くと催し起る意なり。○以水洗は。漳氣を去むために眞水にて洗はしむ事なるべし。上に云る如く。水門は河の海に落る戸口にて。河と海との交際なる事ぞ。此は眞水を用ひむ爲に。水門と云るなれば。河方へ入て。漳の交らぬ所と定むべし。然らむには河とこそ云べきを。混れしく水門とも云るは。いかにと云に。此處は海辺なれば。河即水門なりけれ。○蒲黄。和名抄に。唐韻云。蒲草名。似藺可以爲席也。和名加末。陶隱居本草註云。蒲黄。蒲花上黄者也。和名加末乃波奈と有り。蒲黄は。花上の黄粉なるを。直に波奈と云るは。此方には天は別に黄粉の名は無くて。其をも花とも云るなるべし。さて漢籍にも。蒲黄は。もはら治血治痛薬とも云るは。本此

神の靈に頼りて。上ツ代より。然傳へし物なり。○今ノ人は。加を濁りて。賀麻といへど。凡て頭を濁る言なし。今も蒲生と云地ノ名などは。清を以て古へを知べし。○輾轉則は。許伊麻呂毘氐婆とも訓べし。氐婆は。多良婆の意なり。万葉三ノ巻に。展轉と見ゆ。十ノ巻また十三ノ巻にもあり。許伊は臥伏を云ては。万葉に反側臥有なども多く見ゆ。假字は許伊なり。此も万葉にあり。なほ此言の例は。遠ツ飛鳥ノ宮ノ段の哥に。許夜流と有る處に云。○如本膚。和名抄に。膚體肌也。和名波多とあり。靈異記に。膚加波。字鏡に。肌膚也。加波。和名抄に。肌膚肉也。和名加波倍など有れど。なほ波陀と云る方ぞ。古言に多かれば。然訓べし。本膚とは。見吹拆とあるが差合のみならず。皮も毛も。本の如くに成を云なり。○可差者也は。今云。伊延那牟毛能敘と訓べし。差は愈れり。本には差ノ字のみなるを。師の如く訓れたるに據る。

て。可者也の三字を加へれ。○如本也は。本之如爾為伎と訓べし。おき薬方の物に見えしは始めなり。書紀に。此神を少彦名命と。蒼生はた畜産の為に。其病を療る方を定め給ふをなり。世人。病また傷などを治めむとせず。此神の恩頼を仰ぐに如事なし。今も鳥虫などは。身の病また傷痍などある時は。治むる方を自知りて為るに。速く験ありけれ。幽に。此神の霊ちはひ賜ふなるを。人え中々に。已がさかしら心以て。理に溺るゝ。漢の方を用ゐるから。病も何も治まることと希なり。漢のも上代は。理に泥みて。古への傳に任せてせしむぞよ。験炳焉かりしは。自此神の霊に頼しなり。○其菟白云々。此言の如く果して。八上比売をば。大名牟遅神の得給へるは。此菟の霊幸ひになれるまでぞ。實に神なりけり。○汝命八。那賀美許登と訓べき由。上に云へ

が如し。さて此下に。かれらえ曽と云辞を読付べき処なり。○稲羽之素菟をは。此故事を語る時の名目なるらし。然らざれば。次にまた謂菟神とあるに重なりて。いかゞにて此菟は白かりし事は。上文に言はずして。此処なり。にしも俄に素菟と云へれ。いちいちの心得ぬ書ざまなり。故思ふに。素とも志くは裸の義には非じか。若然も有らず。志呂とは訓まじく異訓あるなり。なほ人にも考へてよ。塵添壒囊抄に。因幡記と云書を引て。此兎の故事を記せる。此記の趣と同じ。但し其始めに。高草郡の竹林の竹の中に。老たる兎住けるに。ある時洪水いで来て。此竹林流れけるに。兎竹の根に乗て。流れきて。隠岐島に著ぬ。水かさ落て後。本の所に帰らむとすれど。渡るべきやうなし。其時に。水中に鰐ありければ。兎鰐に云やう云々。是より後の事は此記と同じ。因幡記と云は。風土記なぞを云るにや。○謂菟神。亦此神社今も有やくはし

く国人に尋ぬべき事なり。伯耆国人の云く。本国八橋郡東積村に鷲大明神と云あり。須佐之男命を祭ると云。同村に大森大明神と云あり。大名持命を祭ると云り。件両社の神主細谷大和と云。さて其鷲大明神は疱瘡の守神なりと云て。其あたりの諸人あふぎ尊みて。小児の疱瘡の軽からむ事を祈る。まづ初に此願を立るときに。此社に詣で。竹皮の笠を一蓋借て。帰りて家内に斎ひ置て。その兒疱瘡を事なく為をへぬれば。賽に同じさまの笠を今一蓋添て。初のと共にあの社に返し納奉る。此笠どもは。みな神の御前に積置を。また後に祈りかくる者の一蓋づゝ借て帰るなり。さて其東積のあたりに木江川とて大河ありて。其川の海に落る処。塩津浦とて。隠岐の知夫里湊その向ひに當れり。さて因幡の氣多郡は伯耆の堺にて。東積村とは五六里隔たれりと語りき。此因幡の氣多前とあるには合ざれども。若は菟神は此社にて。鷲とは菟を誤りたるならむか。疱瘡を祈るも。此段の故事に縁ある事なり。和名抄によるに。東積郷は汗入郡なるを。八橋郡なるは。今は八橋郡に属へるべし。さて彼木江川の落口塩津と云地。蒲黄を取し水門ならむか。猶よく尋ぬべし。貝原好古が和尓雅

てふ物に。伯耆国素菟大明神と云を載たるも。彼社を云るにもや有む。と言れたるが。追繼の考へに。出雲国意宇郡大庭神魂社神主秋上得国云。素菟神は。今も因幡国高草郡の海邊内海村に。白菟社とてあり。今は高草郡なれども。氣多郡に並びて。氣多崎の内なり。かの伯耆なる鷲大明神と云は。出雲大社にも同名の社ありて。疱瘡を祈る神なり。菟神は其には非じ。○今云。杵築大社記に。鷲宮は。俗に素盞烏尊の妾にて坐すと云ふ。昔兒童に託して。我を祈らば。疱瘡の患を免れむと有しとぞ。疱瘡守護神となれと云へり。と云へりき。と有り。○此條に。兎の言語へるを始め。下に谷具久鼠なども言語したる事あり。猶神世に然る類の多かるを。人の甚く不審み思ふめるは。幽顕の理を熟悟り得ざる故なりけり。幽顕の差別のことは。第百廿

三段の傳に委く注せるを見るべし、其はまづ鳥獸万物は。元より深き所以ありと見えて。神に屬く物にし有れば。幽顯いまだ分れざりし。大国主神の御世までは。悉く神に物白しけむを。然も有べき事なり。然るを天皇祖神たち御命もちて。皇美麻命は顯明事を治看し。大国主神は。幽冥事を治看すべく。分り定りて後。物等は顯に形こそ見ゆれ。實は幽に屬ぬる故に。顯世人には。言語はず成になれば。神世に物の言語へる故事を疑ふ事とは成れるなり。凡て物の幽に屬ことは。家にまれ処にまれ。火災ある時は。それ豫に其辺に住む鳥獸などの。他に避往を思ふべし。此は其災の人の過りて為出せるにもあれ。盗る奴の放せるにもあれ。實の幽事にある故に。彼等はよく知て避往くにあらむ。此を

末に其氣の立現る〻故なりけれど云むは。猶末のことぞも。実に其氣は立現るる故らむにも。其やがて神は立しめ給ひて。殊にそを人は知らぬを。物等のまだ死に知こそ奇くれ。然れど物は幽に属て。神に言語ふこと疑なし。猶言は。雞犬などの類。人の畜べく定れるは。其死骸の見ゆるを。然らぬ限は。其は死骸とては一つだに有ことなし。其は鳥は飛て何処にか往ならむ。など云ぞ熟まで。大なる獸も多かるを。彼等は皆いかに成れらむ。思ふべし。希々に死骸の有るは。自死ならにては非で。物どち相殺しとるか。人は態に懸れるなどなり。是を以て舊くより。世に鳥獸を神の使者と為給ふなりと云ひ。予が鳥獸万物は。幽冥に属て〻ふ説は。誣言ならぬことを辨ふべし。然れど今世にも時としては。人は夢に入りて言語ふ事あり。其は夢には神の幽に通ふこそ有れぞなり。かの秦大津父が助たりし狼は。欽明天皇の御夢に誨白して。大津父に官位を賜はしえたる類を思ふべし。また夢に幽の託を物より聞えと。古も今も甚多かり。未ある物も人形と變ては。人は言語を

国立公文書館 National Archives of Japan

然し。神も物の形と變ては言語にも其物だけの力ぞ然ゐる事もいと多かり。狐狸など人形と化ては能言語ふこぞ。今世にも甚多く。讃岐国万能池にゐる龍は。国史にも萬農池神と有て。從五位下を授らまさゐる神なるに。小蛇と化しかば。比良山の釈魔は鵄と化れるに。播抓れて食まむぞし。比叡山の釈魔が。古屎鵄ぞなめて。童部等に縛り搦らまて。殺さまむと為るる類の。物語書に多かるを。熟思ふべし。古れら怪しきが中に。ぬぞも奇異然る事なるが。幽には定ある事なれまど。凡人は心もては。其理を如何とも探り索むべき由なし。

於是八上比賣。答八十神云。吾

不聞汝等之言。將嫁大名牟遲神云。故爾八十神怒而。將殺大名牟遲神共議而。至伯耆國之手間山本而云者。此山赤猪在也。故和禮共追下則。汝待取。若

不待取則。必將殺汝云而。似猪大石以火燒而。轉落追下矣。爾取時。於其石所燒著而死矣。爾其御祖命哭患而。參上天而。請神產巢日命出時。乃遣蚶貝比賣與蛤貝比賣而。令作活出。爾蚶貝比賣伎佐宜集而。蚶貝比賣持水而。塗母乳汁則。成麗壯夫而。出遊行矣。

答八十神云師云此前に聘せし事は有べきを其をば略きて。あるは其答を云るなり。然れど何とや言足はぬちに〇不聞え。

承引じなり。○將嫁ハ阿波那と訓べし。那ハ牟と云に同じ古辭なり。此由上に委く云り。さて此は。先に菟を惱しゝを助なると善惡き所爲を見て。其善に心を歸さるゝは。な此神は元より萬づを能く勝さるから。何故となく靡さるゝ。如何まれ。彼菟の事ハ。もはら此妻問の事にかゝりて云ふにまで自菟の靈を加ふる事ハ。前に云へるが如し。○手間山本。和名抄に伯耆國會見郡天萬郷あり。此なれば。な出雲風土記意宇郡段に。道通國東堺手間剗と見え。今彼國意宇郡筑野村間瀉海中に手間天神と云ありと或書に見ゆ。古今六帖關歌に。八雲立出雲國の手間關。いかなるてまに君障るらむ。待たばし

人知見むや我せなる字留かなてぞ手間と名おけし。堀川院百首に。ちゝりともぞ思ひしかども八雲立て万の關にも秋はそはらば。國堺なる故に。伯耆とも出雲ともせしなるべし。まさ郷は伯耆。關は出雲に屬るか。いかにまれ別にはあらじ。○舊事紀に。手向山とあるは。写誤れるべし。○赤猪。神功皇后紀にも見ゆ。今は石を火に燒て。欺かむなるに。赤と色を云るなれば。さて記中に白猪と云め見ゆ。和名抄に。尓雅注云。猪一名彘。和名井。兼名苑云。一名豕。方言注云。豚豕子也と見ゆ。○第九十七段は白猪も見ゆ。○和禮共三字連て和禮杼毛と訓べし。我とも吾とも書べきを。假字に書るは。なるゞ甚古き書るに書るは。に依れるうや。○追下則下るは。猪を下ゞに非ず。猪を追て八十神の下ゞなるなり。同言の此下にあると考へ合せて知

べし。○待取は。常には無く待おくるを云て。取は輕き言なるを。此は取の言重し。山下に在て。待承て捕えよと云れ也。○大石は意富伊志と訓べし。白檮原宮段の御歌に。意斐志と有るに依れ也。斐は冨伊の切なり。伊波とは訓まじ。○轉落追下矣ての追下も。八十神の下流なる也。上に云る言に應ふ。もしこれを。大名牟遲神の追下と読る時は。待取と云るに違へばなり。故上に云る追下も。猪を下すに非ずと云るも。此と合せて心得べし。前後にて同言の。意の替るべきならねばなり。○爾取時は。大名牟遲神の待取なる也。出雲風土記に。意宇郡宍道郷。郡家正西卅七里。所造天下大神命之追給猪像。南山有二。一長二丈七尺。高一丈。周五丈七尺。一長二丈五尺。高八尺。周四丈一尺。追猪犬像。長一丈。高四尺。周一丈九尺。其形爲石無異猪犬至今猶在故云宍道と云ことを見ゆ。今云所造天下大神は。大名牟遲神なり。さて此宍道郷は。郡家西卅七里とあれど。手間山とは遙に隔れゝど別事なり。本文の傳は。いまだ大國主神となり給はざる時のことと。風土記の傳は。既に大國主と成給ひて。遊獵し給ひし時の事と聞えこと也。けて此神のみを如此人の云ばかりに爲給へることなり。上の件を負給ひしと同意なる也。○死は今云麻賀理といふと直に斯禰とも訓べし。師は美宇勢給比伎なと訓れたる。此は古き祝詞にも身亡とあれど。古語になきど。あ杯斯迹なも。麻賀理とも云ふぞ正しき。○御祖命は。大名牟遲神の御母なれば。刺國若比賣なる也。記中凡て御祖とは。母を云る例なる也。山城國賀茂御祖神社なども然り。抑父の於夜なるは本と也の事なる故に。母をしめ殊に云る所以は。子は母の許に

生長(オヒタチ)しれきむ。父とゝりも親睦(ムツマ)しく。同家に在る故に。朝暮(アケクレ)の事にふれても。御祖(ミオヤ)とは。先(マツ)母を云しなり。古事記の。上(ウハ)つ代の意を失(ウシナ)はぬこと。大方此たぐひなり。付て親と作(カヽ)ずして。祖字を書るは。上に云る如く。於夜は。父母に限らず。遠祖(トホツミオヤ)までに通ふ称(ナ)なる故に。此字をも訓り。さて言の同じきはゝに。父母を云にも借(カリ)て書るは。古の例なり。続紀十五に。祖子(オヤコ)とも書り。明宮段に。秋山之下氷壮夫(アキヤマノシタヒヲトコ)。春山之霞壮夫(ハルヤマノカスミヲトコ)とて兄弟の神。伊豆志袁登売(イヅシヲトメ)神を聘(ヨバヒ)し処に其母の種々(クサグサ)計(ハカリ)おちし事あり。此段(コノクダリ)と意ひとしく似たり。凡(スベ)てかゝる事ども。父は知(シラ)ずて。中々に母の事執(コト)り知りあらるゝは。殊に親(シタシ)き故なりかし。○請(マヲス)神産巣日命(カミムスビノミコト)にとは。上(カミ)件(クダリ)の状(アリサマ)を白(マヲ)して。救活(スクヒイカ)し給はらむ事を乞(コフ)なり。産霊(ムスビ)の御名の意思ひ合すべし。

今云。古事記中に。神皇産霊神の御名を記せる例。始めて御名の出たる処と。少毘古那神段に。久延毘古が言にのみ。神産巣日神を有て。其外は何処も何処も。神産巣日御祖命とあり。そは此神は女神にて。神のめとおや御母(ミオヤ)にて坐せばなり。然るに此処に。御祖と云ざるは。大名牟遅神の御祖と混はむことを思ひてなるべし。猶この由は。第一段の傳に委く注せるを見よ。○蚶貝比売。蚶貝は伎佐(キサ)賀比(ガヒ)と訓べし。和名抄に。唐韻に云。蚶(ハ)蚌(ノ)属(ヒ)。状如(チ)蛤(ク)円(テ)而厚(シ)。外有(リ)理縦横(アリ)。即今(ノ)魽也(ト)。辨色立成に云。和名木佐(キサ)とあり。これ本草に魁蛤とあるものなり。今阿加々比と云物なり。出羽国なるきさかたと云地名をも。延喜式に蚶方(キサカタ)と書り。○また倭姫命世記に。阿佐加加多尓。伎佐宇阿佐留とあるも。蚶乎(キサヲ)求(アサル)にや。さて出雲風土記に。御祖神魂命御子。支佐加比売命とあり。○一本に。支佐加比比売命とあり。○蛤貝比売。蛤は宇牟岐(ウムギ)比売

を訓べし。其故は御紀に。景行天皇東国を巡り賜し時。そこは海の白蛤を。膾に作て奉りしこと見ゆ。姓氏録には大蛤とあり。此を宇牟岐と訓り。此事は。景行天皇巻に見えたり。さて和名抄には。蚌蛤、一名含漿。和名波万久理。海蛤、和名宇無木乃加比。文蛤、和名伊太夜加比。と分て出せれども。蛤と云は。波万具理は類の介蟲どもの總名にて。右の三、漢名は。彼国にても互に混ひて。詳には分ざれば。此方にても。古、人は心々に當てらむなれば。必しも右はかくに定むべきにも非ず。〇今云、信に此師說の如く。古人は心々にぞ當とりける。然るを今昔物語に。品不賤人去妻後返棲語と云條に。難波の濱辺を見行けるに。蛤の小やかなるに。海松は房やかに生出たりけるを見付て。云々とあり。海松は美流貝にこそ生たれ。波麻具理に生る物には非ず。蛤字は美流貝に當て書るなり。此をも思ひ合すべし。右は三ッの和名は中に。

宇牟岐ぞ蛤の古名なる。餘の二ッは。其中にて。後に分さるる名なり。故名はさるも。宇牟岐は古く。餘は二ッは後なり。字鏡にも。蛤蠑蛤礼どは字を。何れも宇牟岐と記して。餘は二名は凡て見えず。されば本は。凡て宇牟岐と云しを。やゝ後に其中にて。小きを濱栗とおけ。大なるを本は々に板屋貝とぞおぼしむ。板屋貝とは其文の呼び。文あるを。板屋根葺目に似たる故の名なるべし。備まさ後には。おびて宇牟岐てふ名は亡て。大小凡て波万具理と云なり。〇今云、此の蛤貝を。延佳本紀に。於布加比と訓るにおきて。今なき說あれど。此に專となき事なれば。今は論なし。記傳に就て見べし。出雲風土記に。神魂命御子。宇武賀比賣命一本には。宇牟賀比比賣命とあり。を見ゆ。〇遣は。淤許世氏と訓むべし。此は彼をとり此に遣はされたれり。〇令作活は。都久理伊加佐志米賜と訓べし。令は令活なり。活は大名牟遲神に係り。令は二比賣にかかれり。上の令は。神

産巣日命に係れり。作は繕治なり。国作の作の如し。○伎佐宜は。研し削なり。和名抄に。碾岐之流とあり。志良を切て佐と云ひ。下の志を省なり。はと氣豆理を宜とのみ云例は。弓削を由宜と云ふ是なり。躰源抄に。笙五管名物の中に。幾佐氣繪と云り。蚶界繪とも書たり。今世の言に。物を許曾宜流と云は。此伎佐宜の訛れるにて意は同じ。○集は。加茂大人の考に。焦字の誤なりとあるぞよき。許賀志と訓べし。蚶貝の殻を研磨りおりて焼焦してなり。今云。此集字は。焦の誤と云こと。宗は然る説なるが。諸本ここに集とあるに就て按ふに。今昔物語。平定文。假借本院侍従語と云條に。艶ズ思ヒ集レテ過ヌ云々とある集字は。決めて焦の誤なるべく思ゆるに。己が見たる五六本みな集字なり。然れども共に誤には非じと見ゆ。今傳はらぬ字書に。集焦相通ふ由有て。古人の用ひたるには非じか。

さて今如此して功を成せるに因て。此貝の名を伎佐とは負るなり。今云。なほ記傳を見べし。○持水而。眞福寺本。延佳本。また舊事紀などに。侍承とあれど。さては伎佐宜集而と云へると相應はじ。凡て蛤貝の中には。水を含み持たる物なり。蚌蛤一名含漿と漢籍にあるをも思ふべし。○塗母乳汁則は。於母能知志流登奴禮婆と訓べし。母は乳母を云なり。凡て於母と云は。親母ゟ外き乳母にまかせ。兒に乳を飲せむる人の稱なれば。親母とせむも違はじ。親母を於毛と云も。乳を飲し。養ふことに就ての称なり。然るを多く。波々の古言とのみ心得て。乳養の事にあづからぬ処の母字をも。なべて於毛と訓は非ことなり。されど玉垣宮段に。取御母と有るも乳母なり。なほ於母の事は彼處に委しく云べし。垂仁天皇巻乳汁見るべし。

二字は。多く知とのみも訓べきに似たれど。知ともせは。出る処の名にて。出る汁の名には非ず。然るを其汁をも知と云は。やや後に略れ涂なり。さて此の方は。まづ世間に常に萬の傷に母の乳汁を塗て愈る方ある故なり。此法上代にもはら為し事なるべし。今蛤貝の水ぞ其如くに塗と云意なり。故知志流登と訓べし。そは云なり。空穂物語俊蔭巻に。紅葉の雫を乳房ぞ嘗めつつ在に涂に云く。とある登に同じ。万葉十四に。信濃なるちくまの河のさざれしも。君しふみてむ多麻等比呂波牟。この等も同じ格なり。そは彼蚶貝の焦粉を。蛤の水以てぞ犯て。母乳汁を塗如くに塗志なり。さて宇牟岐てふ名は。母貝の約なるにて。今かく母乳汁の如く塗て。功をなせしに因て負涂な

り。然るを宇牟岐の貝と云は。後の重言なり。さて右の二比賣は。直に介蟲を謂にはあらで。尋常の神にて。蚶貝比賣蚶貝を使佐宜集而。蛤貝比賣蛤貝の水を持すと云ぞなる涂找。神名に由あなりて。其用ひと涂貝名をば。共に略けるなり。是るも一ツの文なる涂べし。さて然二ツの貝を用ひて。功をなせしに因て。其貝の名找以て其神名にも稱しなる涂し。今云。此二比賣のこと。二ツの考を記さむとす。其一ツの考へに。右の二比賣は。御蚶貝と蛤貝と字云なり。さるを一ツ比賣と云るは。雉を鳴女と云。魚名にも赤女口女鯛女なるど。皆女の定に云る。凡ての例とも為に然れど。此は多く女ぞ云ばして比賣と云るは。今の功を美称て神とせる名なりぞ云れき。然れぞ已は上の考に心引るれむ。其方を取お。然るは。第百四段。第百五段に記せ涂如く。二比賣共に正しき事跡の崇有り。殊に蚶貝比賣は。佐田大神と云ふやごとなき神をさ牙に生坐れば。直の介蟲ぞは思

もきざればなり。○麗壯夫麗をも此うては火傷の肌膚の。本れ如くに愈える意を帶て云るなるべし。壯夫とは此字の如れ。少壯なるを云稱なること上第六段。に云るが如し。○遊行を阿流伎と訓べし。今云。下の矣を語り辭なり。万葉三に公之阿流久爾。五に阿蘇比阿留伎斯。十八に安流氣騰などあり。書紀に。歩行の訓。また中古の物語文などにも。阿理久とのみ見えなれど。阿理久と云ぞ雅言の如く聞ゆれぞ。其をか牙ゆて後なをれり。

於是八十神見出。且欺而。率入山而。切伏大樹。茹矢打立其木。令入其中而。卽打離其冰目矢而拷殺矣。爾亦其御祖命哭乍求則。見得。卽拆其木而。取出活而。告其子言。汝有此間則。遂爲

八十神。所滅焉云而。乃於木国

出大屋毘古神出御許速遣出。

爾八十神覓追臻而。矢刺出時。

自木俣漏逃而去矣。

幸入山。其の山は。何所の山とも傳へらざるなれど。前の同

山なるべし。○茹矢ハ。茹字諸本に茄と作るを。記傳に眞

福寺本に茹と作るを取て。茹字は食也と注せれど。波米

氏と訓ぜしを有り。此に依て前には茹矢而を文を成し

りぞ。後に越後信濃陸奥などの国人は

此杣人の言に。大なる木を擲割るに指込む久佐備と云

物は古言を。波米矢と云なれど。是疑なく古言の遺れるなる

ぞ。故今は本に従へ茹矢と書て波米夜と訓けり。波米は。

師云今食の切まりなる言なり。伊勢物語の歌にいさけに

波米なでと云る波米なども是なり。凡て物を入るゝを。

波牟流とも云も。皆本は今食意なり。さて此に食と書ぐし

少し物遠きやうなれど。此は物を食しむるを云なれ

とは事の異なる故に字を換て書るなるにも有べし。

て矢たち〳〵は尋常の矢には非ず。木に掾入れて割目を
おくる具を云。次に氷目矢と云る即其物なり。或人云。今世に木を割に離きは柯の無き斧を其木口に挾みて掾を矢と云ふと云へり。是なり。茹とは木に掾入るゝを云なり。思
ふに氷字は羽字の右の竪の畫の滅て誤まれるにて。羽目
矢にてもあらむか。若然らば。木に掾茹る由の名なり。と
有り。然れど茹矢打立其木と訓ばく思ふはさ信友
考ふ。茹矢は能米夜と訓べし。能米は令呑の義にて。能麻世の約り。能米なり。木を割くに。其木に掾こみ令呑矢の由なれり。能米
てふ語は和名抄に。絇周易註云。衣絇。字亦作袽。和名夫祢乃能米。所以
塞舟漏也と有り。一本に絇をみな絇と袽をも絇となり。色葉字類抄には。

絇亦作絇。塞船漏絮也。ノミノヽはさ袽ノマウ袽ツ舟。名義抄に
絇亦袽フネノヽメノミ也。はさ運歩集に。筎ノマ舟筎。玉篇に
筎刮取竹皮為筎。まさ竹筎以塞舟。ノメとも有り。さて絇
字今字書どもに見當らねど。絮編也。塞也。或作袽と注有
り。古は絮を絇とも毛作るなりなし。絇筎の二字は今字書
共に所謂塞船漏を云る義は見當らねど。字類抄に。敗船筎仁謂音。陶景注云。此大編刮竹筎以程漏処者。フ子ノアカと訓り。あれノメを舟のアカと云るなり。古は其義に
も用ひしなり。故に上に引ある字書共にさ依釋の有なり。
然れど絇絇筎筎の字。何も能米轉じては。ノミともノマ
とも云に用ひさ依るなり。さて舟にノメと云は。舟漏水の漏

容ざなやうに板の透間を塞ぐとて檜皮などさし食むる。これをノメノミとも、ノマとも云を云なり。字は竹茹などをさし食むる方の義にて釈るなり。今水器の水を洩さむ料に鑿たる穴を塞ぐ栓をノミと云も、其物こそ異なれ、ノミてふ語の意は同じ。其穴をノミ穴と云。はた樽などにノミグチと云は、其ノミ穴を云て、垂出しに口なる由なれば、ノミを云語の本の意は何にまれ、かたく打こむやうの事を云るなり。扨ハメを云は、今食る意。水などのハムルも是なり。ノメも食呑の意なれば、大かた同意なれども、細に云はゞ、ノメは今呑の義にて、窄く深く、乃ち堅き義を含み、ハメは今食にて、廣く淺く、また緩き義を

含める。よく考試むべし。匠具の鑿もノメにて、木を打徹意もて稱けたるなるべし。今呑の意なきは、用語の躰語となれる例にて、ノメと云む方正しきを。舟のノメを、ノミともノマとも云る如く、本語はきノメならむを、轉りてノミとも云るなり。ば記に、茹矢とある茹を食也。又飯牛馬也とある字注の有に依て、ハメを訓れたるなれど、いと物遠し。茹は筎の誤り。廿竹相似たり。又上に引る四種の字は糸竹衣に从ひ。如加は字の相離れれば、又餘にも竹冠サ冠通じて書る字も有る例などに思ひ準ふるに、記に茹また茹と作れるを、共に同義の字にて、古へノメと云に用たるにも有べし。然れば此文、茹矢打立其木と訓べし。今も木を割くに、堅き木に

て。本末など太く作りたる。矢と云物を作り。其を拷立て漸
ふ割ものなり。其を矢字くは去とも云り。渾と云も。めと射て。敵の軀ふ
為食意れ詞よて。戦の場ふて。矢をいくは去と云。まさ的
をいくはと云も。同義れ詞と通ゆ。シクヒアヒなども。ク
ヒアヒふて。あれ互よ食れ意なり。此外ふもクヒ
てふ語よて。解るげなるが多し。あれ因よ云ふ。然して
木を割く具を。古へノメ矢と云へるなるべし。其を大木よ拷
立てなり。古き軍記ふ矢を深く射込さるゝと戦羽ぶく
らを飲て立なり。とやうよ云へるも。羽の半まで令呑て。射
立なるを云る文なる字も思ひ合せべし。ぞ云ふなり見む
人擇びて採べし。◯令入其中とは。師云大名牟遅命を。其
木れ割のけなる間よ入れむるなり。さて其木の割目は。なゞいさゝかれ廣

さなるべきふ。其中ふ人を入れむ事は。いかゞ。と
云疑あるべし。此事は。次なる鼠の段ふ論ふべし。◯打離
氷目矢は。比米乃矢乎宇知離知氐と訓べし。師云氷目と
は。字は借字ふて。木ぬどれ割目をいふ。樋目れ意ならむ
か。俗言ま。比米和流々。比和流々。比毘和流々など云。比毘
も。比米の訛なるべし。和名抄ふ瘃比美。俗また比毘と
云。是も比米なるべし。尙さ万葉十六ヲ比米加夫良八多
婆左弥宍待跡云々と有は。狩よ用さりと見ゆれバ。此の
氷目矢と云。固より別なきども。比米を云名の意は。同じ
かるべし。八目鳴鏑と云は。鏃ふ孔のいく許も有を云ふ
ぞ。比米鏑も。其孔を長く。樋よ彫さるを云なるべか
きバなり。今云。間字ヒヽと云も。本は同意なれるべし。扨氷
目矢をうち離ツとは。其ヒメふ打立たる茄矢を打離ちて
ぞ云へるなり。◯拷殺矣とは。かの木れ割目ふ挾置さる矢
を。打離ち去ると死ふ。其割目忽ふ迫り合ゆゑよ。其中ふ

挾まれて死給ひしなり。○見得ハ。師云美延氏と訓べし。得は。見ることを得てと云意には非ず。求めて得たる意なり。今云。本には得見とあるを。此師説によりて。目易く見得と書るなり。○拆其木は。此切伏たる大樹の割目に挾まれ死て坐を。見おけたる故に其木を拆割て屍を取出し給ふなり。○取出ては割目より出ませり。○活師云此度も前の如く。令活方術ありけむを。其は傳へざりしなるべし。○其子とは。大名牟遲神を申に。○此間は。許くと訓べし。○爲八十神。師云爲字は。ため邇と訓べし。かくの如き爲字を。多米爾と訓むは。漢籍訓の誤なり。○木國之大屋毘古神は。五十猛神にて。此神の木國に坐る由は既に注せり。第六十七段の傳見べし。理をもて思ふに。此神の本體は。須佐之男神に屬て。必豫美に往坐して有べければ。今木國に坐るは。世に幸ひ給ふ御靈を。往昔坐し處に留め給へる神にぞ坐すべき。然れど其御功徳は同じことなり。○速遣之は。伊曾賀志夜理賜伎と訓べし。師云。速字此処はスミヤカニとも。トクとも訓てはわろし。遣もツカハスと訓てはわろきなり。さて大名牟遲神を五十猛神の御許にしも令遁遣たまふ所以は。此神は須佐之男大神の荒魂神にて。其御子とは申せども。宗は天照大御神と須佐之男神の荒御魂。八十枉津日神に坐まし。なほ其本を申せば。伊邪那岐大神の世の禍事枉物を憎悪ひ給ふ御

靈に因て。生坐る神に坐ゆゑに。其神性の伊猛く剛く御坐すこと上に見えたるが如くなれば。其御靈を幸はし給ひ猛き心を振起させて。八十神に勝せ奉らむとの御心にや。然るは。大名牟遲神この程までは。多く和御魂のみ勝れて。餘りに云がひなく。八十神の爲るがまに〱辛苦給らまで。少かも荒御魂の進なく怯きを。御祖命の口惜く思食せる故なるべし。然有ばこそ此みち此神の御態を熟ゝ見奉るに。荒魂和魂をく備はりて見え給ふなり。抑荒魂和魂は。神にも人にも備はらでは。得有まじく。此は始にも云る如く。譬へば車に兩輪なくては。得有まじきが如きことゝ。神道を學ばむ人は。熟思ふべきなり。○覓追は。跡を尋ねて追行なり。

○臻は。師云追及なり。俗に追著といふ意なり。此は大屋毘古神の御許までは至らで。中途にて追及しなるべし。○矢刺之時。矢刺と云ること。白檮原宮段に。矛由氣矢刺而追入と有を始め多く見ゆ。明宮段。朝倉宮段など見るべし。古言なるべし。此は射むとて。矢を弓に懸るを云。後世の軍記どもにさしかがふと云是なり。○自木俣漏逃而去矣。師云。こは暫大樹の下に隱居て。其木の俣より脱出て。竊に遁去給ふなり。○木俣は。字鏡に。椏江南謂樹岐爲杈椏。木乃万太とあり。和名抄には。杈椏を末多布里とあり。漏の事は下にいふ。第九十段の傳見るべし。去字は。佐理賜伎とを訓べし。此は伊迹と訓ては宜からず。此差は。古への言によく練て知るべし。

爾大屋毘古神議曰。可參向須佐之男命所坐之根堅洲國。必其大神將議焉詔矣。故隨御命而。參到須佐之男命之御所。則其御女須勢理毘賣出見而。爲目合相婚坐而。還入告其御父。甚麗神參來坐焉白矣。爾其大神出見而。此者葦原醜男云神也告而。卽喚入而。令寢其蛇室屋矣。於是其妻須勢理毘賣

命。以蛇比禮授其夫而告云。其蛇將咋則。以此比禮三擧而可打撥告出。故如教爲出則。蛇自靜出故。平寢而出矣。亦來日夜者。入吳公與蜂室屋然。且授吳公蜂出比禮而。如先教出故。平而出矣。

爾大屋毘古神議曰。此の八字は。篤胤が謹て補へる所也。其由は。徴をもて知べし。さて此御言は前に大名牟遅神の。八十神に苦しめられ賜ふ由を白し給へる事は有べきに其事なきは。前後の文に譲りて省けるなるべし。○須佐之男命所坐之根之堅洲国は。豫母都国を稱ふ名と。上に云也。第三十段の傳見るべし。さて此大神は。豫母都国に就坐せること。既に

上に出たる今は既く彼国の大神となりて坐ませるなり。第七十九段の傳見べし。○可參向。師云參向ノ二字。記中に往々あり。何れも參向奉とあるに云なり。然れども此は其意に非ず。さど參なり。○參赴ノ二字も多く參迎へ奉る處に用ひ。まさめど參るに用ひたる處もあり。依て麻韋禮坐も訓べけれども此は然れば麻韋傳氏余と訓べし。それ薬師寺ノ佛足石ノ御哥に。此御跡を尋ね求めて。與使人の在まさむ國には。我も麻胃氏牟とあり。今此も此ノ世を離さる國に往を云るが似たれどなり。○將議焉。多婆訶理賜比那牟と訓べし。ゑぞゥるは。唯ハゥるなり。此は八十神の難を免れて功徳を立給ふべき事を宜さまに度り賜むと云なり。○塩推ノ神の。鉄遠理ノ命に。其ノ海ツ神の女見て。相ヒ議む者ぞ。と教へ奉りしと。全同じ意なり。抑豫見都国ても。伊邪那岐ノ大神の往

昔御行坐して其ノ醜き穢き有状を御覧して逃返りは。彼ノ国此ノ国の往來を留めむと投給へる御杖。引塞ませる千引石に。三柱の塞ノ神たち生坐て。其堺をし守り給へば。現国よりは。都て往來なるまじき謂なるに。前に須佐之男ノ命の往坐るは。元より御母に屬て。彼国の大神と爲給ふべき理の有れバ。此は今云ふ限りに非ぬを。今大名牟遲ノ神の往坐し事は。須佐之男ノ命に屬て。彼国に坐し八十枉津日ノ神の。現世を幸へ給ふと。留給へる御靈ノ神の御議にて。大名牟遲ノ神の身に負る災難をぞ。悉く彼国に拂ひ捨しめ。須佐之男ノ大神の御稜威を承賜らせ給はむとの

御議とぞ所思奉らなく。然るは此神。亦名を。瀬織津姫神とも申て。彼伊邪那岐大神の禍事汚穢を悪ひ給ふ御魂に凝て生坐る謂に依て。万の禍事枉物罪穢を。豫母都国に祓ひ遣り給ふ功徳を。思ひ合せて知らなく なれり。【此趣委くは第九十七段第五十九段の傳に註せるを見べし。】偖こそ其議に頼りて。八十神の難を免れ。大なる利を得て。遂に功績を立給へり。凶難至極て。今は吉に趣むとする。凶を吉とに交際に。豫母都国に遣給ふ事のごとく。枉津日神の徳に應へるを。熟く思ふべし。

○參到則は。師云麻韋多理志加婆と訓べし。【到の伊を省るなり。此も佛足石御哥に。麻韋多利氐麻佐米尓弥祁牟。とあるに依れり。參到て正目に見けむなり。】○其御女

須勢理毘賣命。御名義は師説に。下なる火須勢理命と同く。進む意なり。【彼命の名義を。進む意とする説は。第百四十八段の傳を見て知べし。】其は今此比賣神の方より進みて。夫に婚なつる故に御名なるべし。【此次に引る。此と同類の。木花之佐久夜比賣。まさ海神の女なれど。父の嫁を待給へるに。此比賣はもあらで。心を相婚せるも。進みなれり。】を有り。偖この比賣命は。天照大御神と。高天原にて御誓坐る時に生坐る。三女神の。一柱と坐ましし神なること。上に委く注りし。【第六十四段の傳見るべし。師説に。此比賣神を。速佐須良比賣神と。一ツ神なる由言れざるは。甚く違へる説なり。】さて此比賣神は。物實は須佐之男命の物なりしかど。大御神の吹生坐る神なれば。大御神その物實を尋給ひて。須佐之男命に屬給へ

るが。共に豫美国に入坐て。今かく大名牟遲神に相婚はして。其嫡妻となり給ひ。後をも補れて功し此神と爲給へる事は幽き契ある事なるべし。○爲目合は。師云麻具波比志氏と訓べし。具波比は。即物の合ことをいふ由。上に委曲に云るが如なれども。然訓て。目を見交す事なり。○麻具波比のこと。第六段の傳に委く注せるを見よ。さて男女故に目を交すは。互に思ひあふ態なれば。即交通事にも轉し云なり。然れども此は。次に相婚とあるぞ。其事なれば。目合は。たゞ本の意なり。海神宮段に。豊玉毘賣命。思奇出見乃見感目合白其父曰云々。即令婚其女豊玉毘賣とあるも。令婚が交通なれば。

上此目合は。交に目見交こと[illegible]を著なれば。此も準へて知べし。書紀には。たゞ。挙目視之。また仰見など有をぞ。此記の目合も。たゞ心なくて。ふと見合せたる事と思ふ人も有むか。さは非ず。互に心有思合て見交なり。見感とあるにても知べく。また次に引く迩々藝命の御言をも思ふべし。また邇々藝命の詔に。吾欲目合汝と。木花之佐久夜毘賣に詔へるは。交通ことを轉言方なり。かれ美斗能麻具波比とあるに同じ。○相婚は。まくは美阿比を訓べし。美は御なり。○葦原醜男。師説ず。延佳本などには。命字あれども。此は舊印本に無ぞよき。下に是奴を詔へる御言。また此時の凡て此接待なぞを思ふに。命をば詔ふまじければなり。さて此御名は。此より後に負給へる御名なるべきを。此に今詔ふは。例の後を

もて。前へも同して語りしを有り。火遠理命の海神宮に往
傳へたる語なるべし。
坐る段に。爾海神自出見而。此人者。天津日高之御子。虚空
津日高也云而。即奉率入内云々。と有に相類たり。○其蛇
室屋師云加茂翁は。其字ハ無てあるべしと言れしかど
も。此は其處之と處を云る意にて。須佐之男命の坐宮の
邊なる事を斷れる辭なれば。必有るぞそし。蛇は此は呉
公蜂などゝ類へて云るを思ふに。小蛇なる故なれば。弊
美と訓べし。遠呂智とは。最大なるを云べければ。此は然
をろちは訓まじきか。將咋とは大蛇ならずとも云
し。和名抄に。蛇和名倍美。一云。久知奈波。日本紀私記ニ云。乎呂知。蚖蛇加良
須倍美。蚺蛇仁之木倍美とありて。弊美てふ名ぞ主と聞

ある。但し弊美と云は。反鼻の字音とり出たるかの疑あ
りぬべけれども。同和名抄の蝮の條に。俗或呼蛇為
反鼻其音片尾と云るは。右に引る和名倍美とは似たれ
ども。別なりと聞ゆ。反鼻は。もとより正名に非ず。それ
め上代。此御国に無りし物は。漢一名などをも取て。名く
る例これかれ有れども。蛇などは。神代より有る物なれ
ば。名も無かるべきに非ず。もし乎呂知を。古名とせむに
も。既にさる名あるうへて。更に漢一名字を借求むべき由
なし。其上弊美と云名は。廣く云ならはしたるさはに聞
ゆるをや。然れば此は。反鼻の音と。自然似たるのみなり
けり。万葉にも。倍美と云辭に。蛇を借て書る處あり。○今云於迎美。
倍美。美豆知などの美。これ同じなどにて。龍蛇の類の總
名なり。十二支の巳を美と訓るにて知べし。さて倍美は
辺美。於迎美は奥美か。奥所美にて。奥と辺とを對へちて
さる名なる由は。既に委く第十六段の傳に云へり。
小蛇と見るに付て思へば。蝮蛇ならむか。其故は。類へて
云る呉公め蜂も。共に螫物なれば。是も然るべければに

也。尋常の蛇は、人の害をなさぬ物なれど、此も蝮蛇にてよく叶ふべきか。昨とは蠚を云へり、とあてめ妨なかるべくや。さて其も蛇の一種なれば、古は共に多く蛇とも云ひけらし。和名抄には、蝮は和名波美とあり。今云眞虫なり。眞と云は害をなすことの甚しき故なり。狼を眞神と云が如し。但し尋常の蛇をも見ても有ぬべし。さてかく蛇室、次に呉公蜂室などゝて有るは、如何なる故にか。若は根国なれば、人の害をする者か。かゝる物の類凡て多かるにや。下文に見其頭者。呉公多在とあるなどを以て、其處の状を思ふべし。其が中にも、蛇室をも云は、殊に蛇の多かる室を云なるべし。○令寢ハ。師云泥志米賜伎と訓べし。今人の詞におうひにて見れば、泥佐志米と訓べきが如くなれど、其は雅ならず。万葉二十に山人乃和礼尓依志米之とあり。令得しなり、得と寢を全同格の詞におうひに也。得む寢む得る寢なれども、第三第四の音にて活用め。まと万葉十四東哥に、伊射祢志米刀羅と云ことも有は、令寢ならむか。○其妻師云。既に一度相婚坐せる故には、や妻と云也。次に其夫ともあ也。○蛇比禮師云。饒速日命天より降給ふ時に、天神の授賜へる瑞寶十種の中にも、蛇比禮一、蜂比禮一、品物比禮一と有て、其を用ふ道を教へ給ふ御言に、布瑠部由良由良止布瑠部と有也。此事委く、神武天皇巻に見ゆ。此は蛇の身の鰭と云には非ず、蛇を撥ふ比禮な也。譬へば、蛇之麁正などを云剱名なれど、蛇が剱にはあらで、蛇を斬さる剱なるが如し。凡て物の名に此例多し。右の十種の中に、品物比礼一と有にても、其身の鰭に非ぬことを知べし。種々物の身の鰭ならず。一には非じかや。天之日矛の持渡來し寶物の中に、振浪比禮、切浪比禮な

どゐる比禮ふ同じ。偖それ比禮てふ物え。如何ある物ぞ也を云ふよはおか比禮也え。振手の約巳とゐ名ふて。何よまれ打振物を云。理氏を、禮と切れば、布禮ふまど、まと布理は、比と切まべ、おれおゝら比禮也を云ゝふ巳、ちまた魚れ鰭も水中を行とて振物服の領巾も本え振む料ふて。皆本は一意ふ名さる物ぞ。故よ上代よ、領巾え、必振ことを云ゑ巳。然れば蛇比禮也え。蛇を撥ふとて。振物れ名ぶ巳。然るを右の、由ゝ良ゝ止布瑠部、とゐる詞よ就て、王ぶりれど云説む叶えば、由良由良え、振さまを云詞、布瑠閉え、即振まを延さるとばぶり。〇其夫は。師云曾能比古遲と訓ぞし。夫を比古遲と云ゑる古と下よ見ゆ。彼處よ云ぞし。第九十九段のの傳見べしはゝ遠也も訓ぞし。卽これ比賣神の御歌ふ。那遠伎氏遠波那

志とゐ巳。汝を除て夫和名抄ふ。夫和名乎宇止宇止え人乎都登といふ無ぶり。俗よは、此訛ぶり。一云乎止古。まと後夫和名宇波乎。前夫和名之太乎と見ゆ。是らみぶ袁を本也とゐ名ぶ巳。〇三舉え。師云。美多毘布理氏と訓べし。布理を布伎と舉え必訓むも同じ。布理と訓ぞき由は。右ふ云るが如し。白檮原宮段の始ふ。爲釣乍。打羽舉來人。とゐ依舉字も。必然訓べき例を以て。思ひ定むぞし。れおゝ彼処よ云を合せ考へてゝ。〇如教爲之則師云此上ふ果して蛇の咋むとせし事有べきを。其え上れ語よ譲巳て。省ける文ぶ巳。此例常多し。餘も準へて知べし。〇自靜とは。師云起立て咋むとせし蛇の。退き靜巳て何でふ害をも爲ざ巳

しなればなり。○平寝は。師ノ云夜須久泥氐と訓べし。平は。常は多比良と訓み。夜須久は安と書ども。此ノ二言は。常に連言て同意なり。此は必夜須久と訓べき語なり。○出矣八。翌朝蛇室を出給なり。○來日は。師ノ云。久流比と訓べし。書紀に。明日明且明年などを。ある訓を見るに。明ノ字なるを阿久流と訓まで。久流と訓るは。是古言なれば依べし。但し助辞の都は心得ず。此ノ助辞を置べき言には非ず。當時此ばかりに事は誰もとく辨へさるべきを。いかなる事にか。久流比は翌日を云。○吳公は。師ノ云蜈蚣なり。但し延佳本に。蜈蚣と作るは。さかしらに改めるものなり。諸本みな吳公とあり。如此偏を省きて書は。此方にて。古へ一書法なり。例をいはゞ。健ノ字を建と書き。建ノ字に。多気と訓べき義はなし。假字に伎を支と作る。支ノ字にキノ音はなし。神名式。また伊勢ノ儀式帳などに。只ノ字をキの假字に書るも。枳ノ字なり。弦字玄を作き。石村の村を寸を作き。此ノ事池ノ邊ノ宮ノ段に委く云べし。醜字鬼を加る。和名抄上野ノ国の郷ノ名に。委文之土利と云も。倭ノ字の偏を省るなり。さて後ノ世に。條を条とかくも此例なり。此らの字ども。古來物知ノ人たちの。心得かねたる事なるを。己近ごろ考得て。右の例を以て見れば。皆いと明らけし。さて和名抄に蜈蚣。和名無加天と云り。○蜂。和名抄に波知と云り。○吳公蜂之比禮は。吳公を撥ふと。蜂を撥ふとの二ツの比禮か。はた此ノ二ツ虫を撥ふ比禮にて一ツか。何にても有なむ。今云。十種瑞宝の中に。品物比礼一ツとも有れど。此も決めて。二ツ虫を撥ふ比礼にて。一ツなるべし。さて世人の害をなせる物は。種々多かる中に。此ノ三ツ虫をしめ云るは

八十四

由は上代に民の家居などはろくに有で野山に交り住しかどれ此等の物の害ぞ多かりけむ。然れば大祓詞にも昆虫の災を擧げ。十種寶の中にも此等を撥ふ比禮も有なりけり。欽明天皇紀に席際現蜂蛇怪といふ事あり。〇平而出矣此は寢をば上に倣て。せて畧れる文なり。

於是其大神。以鳴鏑射入大野出中而。令採其矢矣。故入其野時。即以火燒廻其野焉。爾不知所出出間。鼠來云。出内者富〻良〻。外者須〻夫〻。如此言故。蹈其處則落入。隱出間。火者燒過焉。爾其鼠咋持其鳴鏑出來

而奉出。其矢羽者。其鼠子等皆喫矣。

鳴鏑。師ノ云。書紀の訓に。那流訶夫良とあれども。字鏡に。鏑、奈利加夫良とあるに依て訓べし。名義は。鳴神夫理矢なり。神の微を畧き。理夜は良と切れり。○今云。此ノ師説もさる言ながら。此はカブラは。カブロと同言にて。則チ神と同義なり。然れば。鳴神矢と云意なるべし。さてカブロとカミと同言なる由は。第一段に注るを見るべし。天智天皇紀に。有細響如鳴鏑とある如く。射れば空を鳴リ行ク。雷に似たればなり。蔓青根の形に似たる故の名と云は。非説なり。そは返りて。此ノ鏑に似たるゐのら。彼ノ根をも加夫良とハ云なり。○今云。古の論はいさなれごとあり。先後は云べからば。鏑も蔓青根も。ともに末なり。其本は第一段に云が如し。さて此ノ矢。下にも往々見えたり。古へもはら用ひし物と見ゆ。書紀に八目鳴鏑と云も有り。八目とは。其ノ鏃に。窺のいくつも有を云ふ。和名抄に。日本紀私記ニ云。八目鏑夜豆女加布良とあり。雷をなる神ともいへば。鳴鏑をも。加夫良とのみも云べし。はさは後に。鳴字畧きて。加夫良とのみも云ふ。加夫良をもとにて。其ノ中に。鳴を分て。鳴鏑と云には非じ。○今云。カブラとは。本大く末細き物を云名なれバ。カブラは本にて。ナリカブラは末なる方と。上に云と合せ辨ふべし。万葉九に。響矢ともと見り。此ノ響矢を。今本の訓には。加夫良とあり。袖中抄には那流夜ともあり。さて鏑ノ字は。只ならで此ノ鏃の事にて。分て加夫良と訓べき義は見えず。此は漢籍に鳴鏑と云物。此方の那理加夫良に似た

は故に此字を當たはなきぞ。鏑一字を訓るも。鳴鏑とあり
移まはなり。史記匈奴傳ニ云。冒頓乃作為鳴鏑ト見え
て。其注に。韋昭曰矢鏑飛則鳴と有也。○燒
迴るは。夜伎米具良志都と訓べし。○不知所出。師ニ云不
知可出之處と云意なれど。此所字は虚字に非ずして此
意は。四方ともに燒迴る故に。遁出べき方なかりけり。抑蛇の
云ひ呉公蜂と云此事と云ひ。種々に苦惱を賜ふ所以は。
彼八十神の如く宲に害なむの御心には非ず。如此爲て。
此神の勇怯また智愚なるを驗給はむとある證し。次の文
に御心に愛く思して御寢ませしも有にて。其意著れた
り。また此くさ〴〵の難苦も。お
のづから祓除る意あるをや。○鼠和名抄に。鼠和名禰

須美と伺り。小竹眞棹が云はらく。祢須美と云名義は。根
住よや。そは根國に住れぞなり。今現にある
鼠も。坑に住み。夜に出るは。此物もと夜見國より
來れる物ならむかと云り。然も有べくや。○內者富
良く。師ニ云。富良は物の中の空虚にして。廣きを云ふ。洞
なども是なり。そは廓を約めたる言なり。凡て物の。殼ばか
りにて。中は宲な
く。空虚れるを。俗に富賀良と云は。此意なり。はた朝富良
氣と。富賀良富賀良と明行を云ると。全く同意なるを以
ても。富良と富賀良と洞きを知る證し。○外者須々夫々。師ニ云須夫は窄かれ
り。統るも本は。廣ごりたる多くの物を。一に集めて窄く
なす意をりいふ言なり。此須々煩多須夫と通はし云例
れり。はちて內とは。鼠の地中に構へたる穴の奧をいひ。外と
は。其穴の入口を云なり。外は登と訓べし。曾登と云は俗
し。其は背面を云こともを。外面と
心得さるとり。混しかる證し。背面は。山陰を云を。成務天
皇紀に見えて。背津於母を約さるなり。外面の意よ伺ら

ば中昔とし哥などにも外面の意にとむは叶はば外は多く登なり。然れば如此云へる意は己が地中に構へたる穴は奥は廓に廣し。入口は窄狹るれば火の燒入ざりき由なし。故暫これ穴内に隱坐て難を免れ給へとなり。さて富根も須夫も重ねて云るは鼠の鳴に象れるにや。○篤胤云。土佐國人谷垣守が說に。土佐國方言遭遇不図幸事有保良奈留古登迹阿布之言。或有不虞災厄亦通用此言者以出於望外之類轉用耳。或鼠之故事有吉凶二途以故假用乎此方言蓋傳上世之諺雖細事堪愛賞焉。といへり。さる說なし。

○落入隱は於知伊理加久理と訓べし。隱を加久理と云は古言の格なり。

師云自彼鼠穴中へ落入て御身の隱給へるなり。斯て其間に彼野火は穴外を燒過去て其難を免給ひぬ。今云。此にまと師說に自木俣漏逃と云。今此に鼠穴に入て隱給ふと云るを合せて思へば此神も少彦名命の如く身躰の甚小く坐るにや。されど此は多しうに物に見えざる事無れば定ては云がたし。書紀に少彦名命のことを大己貴神即取置掌中而翫之と有るを思へば同じほどに小き神とも見えず。と云まおれど此說は無て有まほし。然るは木俣には人の入ばかり大なるはいくらも有べし。はた鼠穴も人の入ばかりなるぬ。などか無らむ。○咋持。万葉十六に池神の力士儛かも白鷺乃桙咋持て飛渡らむ。○奉之とは大名牟遲神に獻るなり。師云抑鼠は人に害をなす物の家内に在を吉とし無を凶とするは此故事よりぞ出たりけむ。まさ近く燒ぬべき家はかねて知る故に鼠住ばなど云ふなり。

○其矢羽者云く。皆喫矣。師說に皆は子等皆なり。喫は上の咋と同くて子鼠等の矢羽方を共に助けて咋へ持來るなり。鏃の方は重ければ大鼠の持ち羽の方は輕るれば子鼠は扶持むこと然もあるべし。喫とのみ云て持を省るは上にある故なり。齧傷に事をな思ひまがへそと言れおきど何に見ても喫傷

なる事となり外には見えね。其羽を子鼠の。皆喫さる事までは。記し傳へねども有べき物なるに。如此しも傳へさる羽をみな喫たせしめて。二度其矢を用ふること能はざらしと云意なや。將た若くは大神の。再射て。大名牟遲神を再苦め給はむ事を思ひて。羽を喫さりとの意にても有べし。

於是其御妻須勢理毘賣命者。持喪具而哭來。其父大神者。思已死訖而。出立其野。則爾持其

矢而奉出時。率入家而。喚入八田間大室屋而。令取其御頭虱矣。故見其御頭則。呉公多在。爾其妻取牟久木實與赤土。授其夫。故咋破其木實。含赤土而

唾出則。其大神。以為咋破呉公唾出而。於御心愛思而。御寢坐矣。

喪具は。師云加茂翁の。波夫理都毛能と訓れなるに依るべし。書紀に被具を。此云波羅閇都母能とあると同格なり。喪ハ母を訓べき字なれども。此は葬せむ料の具なる故なれば。母能曽那閇と訓るも非には非ねど。其は心なくば。其故は。まづ凡て具字。漢籍にて。躰と用とに用ふると見えて礼記檀弓に。喪具君子恥具と云る上の具は。其料に備る物を云て躰。下の具は。それ物を備るを云て用なり。然れば此方にては。曽那布と云は。古言なれども。其物を指て。曽那閇と躰に云むは。具字に依たる。後の言めきて聞ゆれどなり。されど然訓までは。訓ぬなき所もあるまじ。其は己ことと得ず然も訓むべし。なほ他にも此例いと多かり。○哭來は。師言に。那伎都々來坐志と訓べし。加茂大人の書入に此は影媛が。鮪臣を葬し時の歌と合せて見よとあり。信によく似たりと有り。其は武烈天皇紀に。眞鳥大臣の子鮪臣に奸する。影媛と云るが。鮪臣の戮されたる處に行て。悲み歌ひし條。其歌詞の中に。拖摩該儞播伊比佐倍母理。拖摩暮比儞彌逗佐倍母理儺岐曽裒遲喩倶謀柯比謎阿婆例。と見え。遂に其尸骸を收埋たる事あり。此玉笥に

飯を盛り玉盌に水を盛とある。即ち瓮具の中なり。此は彼巻に委く記せれバ其大凡をのみ注せるなり。○思巳死訖は須傳爾麻賀理奴登思
本志氏と訓べし。抑此語は。右の須勢理毘賣命者と云下
に先有べきを彼處には言で後れて此處にしも云るは。
師云。古文の巧なり。上には持瓮具と云語もあらで。
自ら死訖と思せる事ハ聞えず。さて此處には然る語も無
て直に出立其野と云むは。語調も足ハねば彼此を以て。
此處に此語をば置て自然に彼處へもひゞかせたる物
ぞ。○出立其野則師云。古は此段の凡て此意を以て思ふ
にはあれ如く。大名牟遲神を種々苦しめ賜ふは。前に

云如く。皆此神を験み賜ふなれば。今かく野火熾に燃れ
為て。既に焼竟までなれば彼神の出來坐ぬ故に。如此て
は既々所焼て。死ぬる物なれども。御心の内には。いまだ
しく。心もとなく思して。其爲の終を尋ね賜はむとてぞ。
出立賜ひならむ。出立は推古天皇紀の哥に。異泥多く須と同るに依て訓べし。○持其
矢而奉之は。始に令採其矢と同事を竟るなり。○牽入
家而云く。師云此は己死ぬを思しさるを思ひの外に彼
矢を持て出來坐るなれば驚賜ひて云くなど云言也。此
上に必有ぬべき處なるに。何ともはや言は無くて語の
足ぬ心ちはするは裏の御心を顯し賜はば強面なくなり

賜ふ故なり。其由は次に云べし。家は即須佐之男大神の御家なり。
○八田間大室屋。師云八田間は。廣く大なる謂なり。田借字に意は未思得ず。若は都の轉れるにて。八箇間か。加茂ノ大人は。八咫間ならむかと云れしかど。其意にはあらじ。八は例の多を云なり。間とは。凡て家の柱と柱との中間を云なり。中昔までも然なり。一間二間。または東より第一ノ間。西より第三ノ間など云るたぐひ。皆然なり。後世に。家ノ内を區て。障子など隔たるなどを間と云も。右の意より轉れるなり。また一歩を一間と云も。右の意より出たり。さて此ノ大室は。次ノ文にも依に。此ノ大神の内寝と見ゆ。○虱和名抄に說文ニ云ク蟣ハ虱ノ子也。和名木佐々。虱齧ム人ヲ蟲也。和名之良美。とあり。字鏡に蝗蜫蛑蝨などに志良彌と見え。蟣ノ字の下に志良彌。又支加

佐と云り。之良美と云義は白虫なり。牟志の切り美となる。續古事談五に。光栄と云し陰陽師。上東門院の御座れとき。淺ましげなる表衣指貫に。平鞋はきて。鬢もうらで中門より入て。階隱の間より上りて。懷より白虫を取出して。高欄の平桁に置て。大指して殺しけり。と云ことを記せり。○字鏡なる蛑ノ字は。白虫を一字としたる。謂ある和字にや。○呉公多在。上の豫見国ノ段に。伊邪那美ノ命の御有状を。宇士多加禮斗呂々岐而云々。と有と合せて。彼国ノ状を思ふべし。師云。かゝる御頭に。手を觸されるも。猶此ノ神を試み万になり。○牟久木實は。天武天皇ノ紀に。椹此云ニ武矩ト と見え。本草和名に。椋子木一名ハ椋。和名牟久乃岐。と云り。和名抄にも。椋ハ和名牟久と見え。字鏡には。材。椹。杙などを。牟久乃木と云り。また櫃和。また枇松などを。二字牟久とあり。○赤土は。万葉なと其餘の書

にめ。波邇と訓べき例多かれども。此は必阿加邇と訓べし。（まゝ曾富迩とも訓べきなり）然るは呉公を囓碎る色に似せむ料に。授給へる土なればなり。○授其夫前に蛇の比禮を授けて教たる如くに。此にめ云々し賜へと教給ふ言なるべきを。上に倣はせて省るも此なり。○木實は。師云許能美と訓べし。（上なるえ牟久とおくれける故に木実とゝ記り。同字なれども少か異なり）和名抄に。應劭曰。木実曰菓。日本紀私記云古乃美。俗云久太毛乃。也なり。○咋破は。師云久比夜夫理と訓むべし。囓碎を云なり。下なるも同じ。（万葉十六に。机の島の小螺を伊拾ひ持来て。石もちておゝき破り云々とあるに同じ）○含は。師云布々美氏と訓べし。布久牟は古言なり。（万葉十九

に布敷賣流など　あれやあり）○唾出は。師云和名抄に。唾は和名豆波岐と見え。字鏡に。唌は口水也液也唾也。與太利。又豆波志留まと。液小兒口所出汁也。豆波支など有は。みな其物を云て。體言なるを。今は用言に云へなり。依て此都婆使てふ言に疑あり。（それまだ今世にも。口中にたまる水を津といへど。唾は津吐の意なるべし。然るに津字を都と云言も。めと船の泊る所の名なれば。それより轉して。津字の津液の津をも都とは云か。若然らば古言にはあらで。津字より出たる言なり。されど唾は又吐とは。古とのさま等しからぬ　だ。都婆久を訓むやのなし）依て此は椋子を咬碎きて。含たる赤土と和なるが。呉公を咬破たるに能似たるなるべし。○愛思而は。波斯久於毛富志氐と訓べし。師云。波斯久は字の如く。愛慈しむ意にて。倭建命の波斯祁夜斯

を歌賜ひ。万葉などにも多く見え。愛字を書る例も。彼集に有り。大雀天皇の御歌に阿賀波斯豆摩〔吾愛妻なり。〕とよみ賜へるも是なり。〔なほ彼処に委く云べし。〕さて此は大名牟遅神の多かる呉公を少しも懼れずて。咋破賜ふと思ひて。其勇を感給ふなり。然まで其は御心の裏にこそて色にも出し賜はぬと云ことを慥に知さむ為めに。於御心とは云るなり。上件蛇室呉公蜂室などに寝しめ賜ひし事故なく平くて出坐し時めまさ野を焼廻ししたるに。無恙て矢を持て献り賜ひし時も。其度毎に御心の裏には愛く思れつら。其心を表に顕はし給はぬ故に。彼処々にも此語を

囓れて。今終の一事に如此云る古文は妙なる処なり。心を著て味ふべし。古事記は。さかしらを加へずて。古文のまゝに記されたる故に。よく見れば。妙なる事のみ多し。書紀は漢文を飾るとて。さかしらをのみ加へられし故に。中々に古文の妙処は皆失終ぬ。て上の処々へるも。例のひがこのせる物ぞ。如此有ぞ。上件種々の事は。みな彼神を験賜はむとの御所為なることと此一語にて著し。〔今云師の此段の妙処を見得られざる。解状は妙なること。今称へむとにはよ心餘りて。言に漑ぎさし。此は人は親ぞなりて。子を長らしむる道を知り。人の師となりて。弟子を教ふるは道なら知まほる人は。自然に今己が思ふ如く。此解の言に絶て等く妙なることを悟りぬべし。さは有れど。人は師となり親となり。其子また弟子を教ふる道を辨へ得ざらむ間は。親はさ師の然る愛しみの心の裏に有なる事とは得知ざる物なれば。是るさ師となり親となれる人は。常に心得べき事にざりける。〕

於是握其大神之御髮而。其室屋之每椽結著而。以五百引石。取塞其室戶而。負其御妻須勢理毘賣而。取持其大神之生大刀生弓矢。及其天沼琴而。逃出

之時。其天沼琴拂樹而。地動響矣。故其御寢之大神聞驚而。引仆其室屋矣。雖然。解結椽之御髮之間。遠逃矣。故爾迄豫母都平坂追到而。遙望而。呼大名牟

遲神而謂曰。其汝之所持之。以生大刀生弓矢而。汝之庶兄弟者。追伏坂之御尾。追撥河之瀨而。意禮爲大国主神。亦爲宇都志国玉神而。以其我女須勢理毘賣爲嫡妻而。於宇迦能山之山本。於底津石根宮柱太知。於高天原氷木高知而居。是奴耶詔矣。大名牟遲神還坐而後。通坐其若須勢理毘賣命之時。於

其社之前有石。其上甚滑也。即云滑磐哉矣。故其地云滑狹也。

握御髪は。御頭の虱を取居よりなれど。御髪を握るにて。本より便あり。○椽は。師云字鏡に欂櫨也枅也。太利木。また榱比佐志乃太利木。とあり。和名抄には。釋名に云。榱在檼旁下垂也。兼名苑云。一名撩一名椽。和名太流岐 楊氏漢語抄に云波閇岐。と有て。今世にも多流紀と云へど。多理紀ぞ理優れて。字鏡の訓に依べし。○結著は。師云臥坐御髪を直に屋の椽に結著むて。

程遠き心ちはまで。此は別に緒を髪に結び續て結著とせむか。然れど其は中々にくだくだしく聞ゆるまで。直に御髪を結著と見て有なむ。今云。竒く優れたる神わざ。御髪はいと長く御坐きし。密に承り傳へたる古とあり。然れば此大神の御髪の椽に結著るぞかり。長かりけむ事も。然も有べき事なり。さて如此為給ふ所以は。此大神の御寝坐る間に。此處を遁去むと思はしけら。跡より追來坐むことを恐まして。其字留奉らむが為なり。其事次に見ゆ。○五百引石は。上に千引磐とある類なり。○取塞は。師此登理佐閇氏と訓れしに依べし。師また云。俗語に人の鬚などはるを傍より取りさけると云も。是より出たる語なり。上に以千引磐引塞其坂路。とある處に注せるが如し。第二十一段の傳見べし。○生

太刀生弓矢は。師云。生は天神の饒速日命に授賜へる十種の寶に。生玉足玉あり。神祇官に坐る八神の中に。生魂足魂と申すあり。はた生嶋足嶋。生国足国。また出雲国造神賀詞に。今日能生日能足日爾。などもある生にて。皆命長く生る意なり。足は。万ろぬことなく足ふ意なり。さて此は執持主の。命長く生ながき徳ある太刀弓矢なり。右の如く。生某と云には。みな足某を並びさるに。此には生のみにて。足の無きは。生に足をも兼ぬる意あるべし。加茂ノ大人は。右の生魂足魂。生国足国は。共にその和魂荒魂を分てるなりとぞ云れし。抑今豫美国にして。此物を得給ふは。例の凶を吉になし給ふなりぞ。○其天沼琴。其とは。上に其大神之を有るを承て。同其大神之なり。と師の説は

なるが如し。天とは。此も師説の如く何にても其製状の天上物に同じ由を云。第五段の傳見べし。沼琴と云沼は天瓊戈を。記に。天沼矛と書る沼と同じ假字にて。瓊を云ふ古言なり。然れば沼琴は玉琴を云が如く。瓊を飾付たる琴なり。天沼矛と思ひ合せて辨ふべし。然るを記傳に。詔と誤れる本に依て。詔琴と為て。解れたる說は。信がたし。されど。許登と云名義を解れたる說は。信ひ依べき說にもなれど。今は詔字に就ての說は省き捨て。琴の說のみを此に注しおく。さて許登てふ名義は。師說に言所なり。所を登と云例多し。上に云り。さて登杼を切れば登となる。嘂を登麻流とも云が如し。然云ふ由は。まづ古に何事にまれ神の御心を問むとて。其命を請申すには。必琴を彈り。于時其神。琴上に降來坐て。人に著りて。命を詔

給ふ。此事は。訶志比宮段に。證等を舉て。委く云を合せ見て
知べし。仲哀天皇巻に傳見るべし。なほ武烈天皇紀の御歌に。擧騰我
瀰儞。枳謂屢箇皚比謎とある。上一句半は。影と云む序に
て。琴頭に降來て坐く神の御影。と云意に連ざるなり。此
等を以ても。右の旨を知べし。かゝれば。琴と云名は。神の來て詔言し賜ふ所。と云意
なること著し。と有に從ふべし。なほ此器の事に就て。謂ゆる倭琴の事をも。種々言れし說ど
も有を。それ既に。第五十四段の傳に注せりき。合せ考ふべし。偖まさ師說に。今かく。太
刀と弓矢と琴とを取持て。逃出ますに。其中に。太刀弓矢
我用ひし事は。次文に見えたるに。此琴の用は見えず。など拂樹而地動く事を云む料のみに。此物を舉むは。作物語などにあるぞ。然ることも有らめ。實錄にはあらず設れて云

べき謂なし。まさ如調八絃琴所治天下と云ると。然れば
記中にはあれど。其は譬なきぞ。此に由なくなむ。
是を取持て出給ふこと。何の由とも聞えがたし。故熟く
思ふに。上代には。夫婦の結びをなすに。必女の親の方を
也。聟に琴を與そて。其を永く夫婦の中の契とせし事に
ぞ有けむ。其詳なる據は未見當らねど。吾妻と云名の有
も。此故なるべく思ゆ。後までも。倭琴に此名あり。此を中比。東国より奉りし事有し故など云説は。名に付て設たる妄言ぞかし。さて今此琴を取持て出賜ふは。須世
理毘賣を妻とせる表物とせるなるべし。然れば次文に。
父大神の詔に。其汝之所持之生大刀生弓矢云々とあ
るは。太刀弓矢の用を云ひ。次に以其我女須世理毘賣為

嫡妻となる所に琴の用をば籠と為るべし。偖夫婦の中を絶せんには。其表は琴を婦の方に返し渡せしなるべし。上の豫美国段に。女男神各對立而度事戸をあ為も此と合せて思へば。表の琴を女神の方に返し度けと云意は言なるべくや。許登は言所の略かれる名なるを。上に云るが如くなる故に。許登杼をいふ。さて五百引石を取塞室戸と云ひ。豫母都平坂まで追到と云ひ。其外も。彼段と此段を。事のさま相似たる事多きを。思ひ合すべし。さて此大名牟遅神は。今豫美国より帰りて。其国造坐こをた。本彼上に豫美国段に。国未作竟とある。其業を紹給ふなることと。下に委く云が如くなきば。彼段に。女男神離別て。未竟とのそぬ業を。今此神まと。女男と為て紹とのふれきぞ。彼度事戸と。今琴を取持と。遥に相應へて。妙なる理ある事を思へ。但しかの伊邪那岐伊邪那美大神の御時に。現に琴を返し度し給ふには有まじけれども。然云て。夫婦の中を絶すとくなれる詞を以て語傳へたる物ぞ。河海抄に。和琴。伊弉諾伊弉冉ノ尊ノ御時ニ令作リ出給云々と云るは。拠あるか。もし古き傳へならむ。少し此に由有を言れと為。甚惜き考なきどめ。此も信がたし。てきこゆ。然も有らず。此御琴は何の料に取持て逃出給へるならむと云に。彼天沼琴は壞れしも。彼處に云る如く。天神の神霊の靈と付賜へりと通ゆるに合せて考ふるに。此琴は。須佐之男ノ大神の。殊に愛しみ給ふ器にて。その飾れる瓊はしも。其神霊の驗と付給へりけむを。国作堅めて。大国主と成むには。此大神の神霊に頼らでは。大造之績の建はじき由緒を所思坐て。御靈を承賜はる靈の器とせむ料に。此琴を取持給へるなるべし。然為は。此国土は元より須佐之男ノ大神

の治看して、作堅給ふべき由あるよ、上件云る謂よとめ
て、豫母都國よ入坐るを、遺し置給へる御子神等の、造堅
給ふとむ云へど、あ布大造之績と云ぞろ巴れ功む立ざ
巴ゝむ故ふ、大名牟遲神の一向よ、須佐之男大神の御魂
を承賜らむと、物し給へる事と所思
ゆ、其由あ布次ゝよ云を見て知べし、出雲風土記ふ、飯石
郡琴引山、古老傳云、此山峯有窟、裏所造天下大神之御琴、
長七尺廣三尺厚一尺五寸、又在石神、高二丈周四尺、故云
琴引山と石巴。此山む鈔ふ、在來島郷由來村、山頂有權現、
祠、所謂所造天下大神也、と云へり、さて此、
窟ふ在し琴む、此ある御琴とむ異ある㳒ゝきど、因ふ記
し出ぬ、石神とは、神の像しさる石と聞ゆれぞ、今世まで
よ存まるろ、まさ御琴む、石とは言ゞれども、大名牟遲神
の御世ぞり、此風土記を記せる頃まで存むふむ、石よ等
しき物あらぞむ、有經べくも
非ぞ、此も今よ在や知らぞ、○拂樹む、師云、紀邇布禮と
訓㳒し。俗ふいふ突當あ巴。高津宮段ふ、水潦拂紅紐ぞも

石巴○地動響矣む、本よむ動鳴と石るを、下の師説ふ依て、熟當㳒字ふ替さるあり。都智
丰ゝ呂伎ゝと訓㳒し。此言む前の、伏汙氣而蹈登杼呂許
志とある處ふ注志ぬ。第五十五段此傳見るべし。師云、万葉ふ、動響と
も響動をも書るは、みあ丰ゝ呂と云處あ巴。○聞驚而む、
師云、上よ須佐之男命、天ふ參上ゑ乃ふ時ふ、山川悉動國
土皆震爾天照大御神聞驚而と石るとむ、此む聊異ふて、
睡坐るが、驚起て御目の覺給ふを云あ巴。凡て物の音ふ
ぞふ驚くふは非で、只ふ目れ覺る戕も驚くと云牙㳒む
と。物語文あどよ常多し。今も或國人の、然云を聞しこと
石りき。其國む忘れさ巴。○今云、
安藝備後あぞの國ゝふてむ、凡そ眠
さむるを、驚くと云ぞ、其國人ら云巴。垂仁天皇紀ふ寤と

めけり。万葉四に夢に相見て苦有けり覺きて掻探れども
手にも觸祢ども是にて明けし。○引作其室屋とは。師云か
れ椽毎に御髪を結著さるをば知し看けでに驚きて。
起立て出給ふにの字に御髪に引れて室の作流れ孔けり。○
雖然とは。師云如此なりけり勇猛き御勢力にては。何處ま
でも速に追及給ふべきなれども然も云れけり。○遥は。師云
波呂婆呂爾と訓べし。皇極天皇紀の謠哥に。波魯波魯爾。
渠騰曽枳挙喩屢。万葉五に波漏波
漏爾於忘方由流可毛などあり。○望て。師云加茂大人は美佐氣氐と訓
きさるに依べし。書紀などにかゝる望字をヲセルとも訓を付されども。此言さし
ぅふ云ゆを見ゆ。万葉一に數々毛見放武八萬雄とある言。
祢む取りぐさし。

此字にをく當れり。振放見と云も同意なり。○呼は余婆比と訓べし。
余毘を延さる言なり。師云豫母都平坂に上りても見むて。
豫見國と顯國との交堺なれば。此大神は此堺よりけり此方
のは。越出給ふことも能なば故此處にして。遥に望て呼賜
ふなり。今云。此大神の此堺を越出給ふことと能ざるは。伊
邪那岐大御神の千引石を引塞給ひ成坐る成坐ゆ
八衢比古八衢比賣神まさ投給へる御杖に成坐ゆ久那
斗神湯津石村に如く塞坐して防護り給へばなり。其は
道饗祭の祝詞に。大八衢比古八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等
之前爾申久。八衢比古八衢比賣久那斗止御名者申氐。
辭竟奉久波。根國底國与利麁備疎備來物爾相率相口會
事無氐。下行者下乎守理。上往者上乎守理。夜之守日之守
爾守奉云々と有をもて知べし。委くは第二十二段の傳
に注せるを見ゆべし。此神等の然守り給ふ堺をしも。大
名牟遲神の往來し給ひ。また須佐之男神に屬て。彼國に
入坐る須世理毘賣命の。大名牟遲神と共に來給へるを

いのにと云に上に注へる如く、大名牟遅神の、彼国へ往坐るは、大屋毘古神の御議にて、八十神の難を遁れて、須佐之男大神の稜威の御霊を幸しめむとの御態なまむ、事別なり、まさ須世理毘賣命の、彼国へ入坐るも、此も上に云る如く、大御神の御詔として、須佐之男神に属給へるを思ふに、此神もゑむらく彼国に入て、大名牟遅神の往坐を待ちける趣に、佐々て共に将て帰り、夫婦として共に功を成給ふべき、深き理ある事と思はるるまバ、是まさ今云ふ限に非ぬのし。○庶兄弟とは、彼八十神を云ふ。○坂之御尾は、師云、山の坂路の前の長く延へさる処を云へる嶺し。御は眞に同じ。○河之瀬は、師云、坂に御尾といひ、河に瀬と云へるは、たゞ詞の文にて、実はたゞ坂ぞ河なれ。猪それ坂も河もまさ詞の文にて、実はたゞ道の行手に。此処にても彼処にてもと云こそなれ。山といはで坂といひ、まさ河にも瀬ぞ云は、みな道路に就て云へり。瀬は渡瀬なり。然るを如此言なせるは、古文の麗美き趣なれば、さ坂に伏と云ひ、河に撥と云も、言をかへて、文を成せるものぞ。○意禮は、師云、人を賤め罵称なれ。記中白檮原宮段に、兄宇迦斯をも罵て云ひ、日代宮段に、熊曽建をも云へり。書紀に、右の延宇迦斯を云るを、爾と書て、此云飫例とあれば、さ神代紀、敏達天皇紀などに、儞ぞも作れ。你は介ぞ同じと字書に両り。枕冊子に、田植る女の謠へる歌に、郭公よ、意禮よ、加夜都よ、意禮鳴てこそ我は田に立ぬ。此も女心に、田に立ぬ労を謗みて、郭公を罵さる詞なれ。中昔の軍記などに、人を罵て、夜意禮と云こと多し。是も夜は呼出す辞、意禮は此と同じ。まさ今俗言に、罵て、起をさちおま、行をもきおま、なぞ云も、立おま、行おれにて、此の意禮な

る語し。然るを轉して。まさ立おつさ。行れつさなども云へ
り。まさ今世の俗言には。自意乱と云ひ。人を罵りて。己をめ
我とも云は。古、
を相反なり。ちて今かく詈て詔らす所以は。下是奴と
ゐる處に云む。○大国主神。名義は。師云。天下を伏らて。宇
志波久神と云意なり。其処を宇斯波久人を宇志と云。主
は之宇志と云ことをなる由。上天御
中主神の処よ
云るが如し。○宇都志国玉神。宇都志とは。師説の如く。
根国に志て詔らす御言なる故に。此国土を指て。顯見国
とは詔らすなり。其はなぐ。此大御国の事とのみ見むはなか
狹し。根国に對らさす御言なれど。廣く大地全に係れり。
玉は借字にて。古語拾遺に。顯国魂神と書さる如く。御靈
なり。儲かく似ゐる御名を二お重ねて詔ふは。如何と云

に大国主とは。此天下万国を作堅めて。其を宇志波久意。
顯国魂をは。国經營る功業を成竟て後に。顯国御靈の此神
を成て。天下に其恩頼を蒙しむる神と云意にて。此二名
は此處にては。未此神の御名には非ず。然神と爲れと教
命せ賜らるなり。是ぞ須佐之男大神の稜威の御靈を幸へ
賜ふ處にて有らす。然れど大名牟遲神の。国作竟給へる
後に。宇都志国は。皇美麻命に避奉り
て。幽冥事を治看す事と成ぬるは。既く此に。須佐之男大
神の御詔に。定給らる事にざりらす。故後に。天照大御神
産靈大神の勅命として。經津主神。武甕槌神の降りて問
せる時に。我を云々して治め賜むぞ。吾は隠りて侍む
とは白給へるなり。其は第百十五段 ちて後遂に功業を
ゝり。次ゝの傳に注にを見るべし。
成て。此教命の如く爲給らす故に。御名とは爲れらすなり。

師說はいまだ精からば此は己が說と合せ考ふべし。○其我女師云への比賣神今は。大名牟遲神に屬從ひて坐故に。其と指て詔ふなり。○嫡妻は。師云字鏡に。嫡適牟加比女と見え。書紀に多く正妃とあり。此等に依て訓べし。牟加比は。正く夫に對配意なり。物語文に。今の妻は生る子を。むかひむらと云るは。先妻と別ちて。今妻を云へれど。是も本は。嫡妻腹より轉れるにや。○宇迦能山。師云和名抄に。出雲國出雲郡宇賀郷あり。此郷の西にありて。出雲御埼山と云まで連なり。鰐淵山と云是なり。今云。宇迦山は御埼山をおきて。只峯は別に立さりと通ゆ。其は第百二十三段。杵築の処に引る。風土記抄の說を見て知べし。さて此鄕を宇賀と云由は。第百四段に見ゆ。なほ彼処の傳に注ふを見べし。○於底津石根宮柱師云式の祝詞どもに下都磐

根爾ともあり。凡て上代には。神宮も人の舍宅も。伊勢神宮などは此製の如く。地を掘て柱を立る故に。此稱辭あるなり。今世に賤が家には是あり。掘立と云なり。地上に石居をして柱を立るは後の事なり。石根は。故に礎をいふには非ず。地底に本とりある石根まで深く掘て立ると云義なり。於高天原云ゝは。高きを云と對へて見べし。其は柱の立るが堅くして動きなき由ぞ。○太知は。本には布刀斯理とありき。師云。祝詞等に。太知立とも。太敷立とも。又廣知立とも。廣敷立とも同じ。其は加茂大人說に。祈年祭詞に。皇神能敷坐嶋能八十嶋者云ゝ。万葉二に天皇之敷座國など知坐を敷坐と云へれば。知と敷とを同じと有り。備へは此稱辭を。

古來多く柱の上をのみ意得れど。然には非ず。今考るに。万葉二に。水穗之国乎。神隨太敷座而云々。また一に。太敷爲京乎置而云々。また二に。飛鳥之淨之宮爾神隨太布座而云々。など有る例を思ふに。宮柱太知も。其主の其宮を知坐をも云なり。太も右の万葉に。柱ならで国を知り坐にも云へれば。多く廣く大きにと云稱辭なり。太御幣。太詔戸。太占なども云なり。故廣知をも云るぞかし。かゝれば此語は。專柱に係るには非ず。其宮の主に係れる語なるを。布刀と云が。柱に縁あるから。宮柱太とは云つけて。兼て其宮殿をも祝ふ物なり。万葉二十に。麻氣波之良。宝米氏豆久礼留。等乃能其等云々。神代紀に。其造宮之制者。

柱則高太云々。万葉二に。眞木柱太心者云々などぞ。柱は太を貴ぶなり。縣居大人説には。知は敷にて。柱も千木も。その繁きを云。祝詞に。瓶上高知と云め。長高き酒瓶どもを。繁く並へたるを云にて知べし。さ有れども。此説は心得ず。まづ古事記に。此稱辭三処にあるみな布刀斯理とのみ有て。立と云言なし。知立と云るは。繁く立ともばべけれど。其を繁きのみ云ては。語成らば。其外此前後に引く万葉なぞにある敷も。繁にてぞは。通えぬぞ多き。宮柱太敷坐と連たる坐にても。主に係れる言なる事を知べし。但し瓶上高知は。右の説にて。よく聞ゆれども。他の例に合せ。故思に。彼は高とのみ云ては。調さらぬ故に。千木高知と云なまなる古言にならひて。知てふ言は軽く添たるにても有れむ。万葉一に。高知也天之御蔭天知也日御蔭をぞせる高知も。多く高き意なるを。次々の天知と對へて。調をなさむとめに。知を添たりとこそ聞ゆれ。されど此等の知の意む。猶よく考べきなり。さて此稱辭は。万葉一に。御心乎吉野乃国之花散相秋津乃野邊爾宮柱。太敷座波云々。は

とニに。眞弓乃尚爾。宮柱太布座。御在香乎高知座而。また
あり。續麻成長柄之宮爾。眞木柱太高敷而。また山代乃鹿
背山際爾。宮柱太敷奉。高知爲。布當乃宮者。万た二十に。可
之婆良能宇禰備乃宮爾。美也婆之良布刀之利多氐ゝな
どなり。〇於高天原とは。師云滚くと云むとて。於底津石
根にを云に對て。また高きことを云古言なり。大祓詞に。
高天原爾耳振立聞物止馬牽立氐にあるも。また馬ハ耳
高く振立と云るとれり。此を高天原に坐神たちの。耳振立と心得るは。古言を知らぬものなれなり。〇氷木は。本に此には氷椽を書るを。下には氷木と作り。椽は混はしれきて。氷木と作るに依きめ。
師云。式の諸祝詞に多かるは。悉く千木を云なり。常にも

然云なるを。古事記には三所に出て皆比岐なり。今云。此に縣居大人の。此氷字は。垂字を写誤まるにて。是も知岐と訓べし。知岐は。即垂木の多理を約めて。知と云るなり。とを云しは説れ非を。辨らまさるべし。説有り。記傳に就て知るべし。和名抄古本に。辨色立成云。
榑風板比宜。楊氏漢語抄説同。とあり。流布の板本には。比宜と云ことなくて。和名知字とあり。
大神宮延暦儀式にも。正殿一區云々。上榑風肆枚。長二丈八尺。弘八寸。厚四寸。號稱比木と見ゆ。同外宮儀式にも。比疑高知と
見えたり。此等にても。氷字誤れること明らけし。ちて名義は。氷木千木共に
肱木にて。其比知の下を省きると。上を省けるとの差あれ
みなれど。本一つの名なる故に。通はして云ることなり。和名抄に。栟比知岐。功程式云肱木。とあるは別物なり。凡て物の形の。
＞如此くなれるを比

知は云。手の肱も此意以て名けるなれば、肱金肱折れども同じ。其比えぬと布理の切れと云ふにて。布理は、右の形の如く本は一ツにて斜に左右に末の分れたる物を云なり。和名抄に方言云、河東謂樹岐曰杈枒、和名末多布里然れど云是なり。振分髪と云も、頭上より左右に分きたるを云。また俗に道程なるを云に、此処と彼処との中央なるを、布理分と云も、此より出ます物の正直からぬを、布理の有るを云も此より出たり。にて此氷木と云物ぞ。上代の家造りに。屋の左右の端に有りて。其本は前後の軒より上りて。棟にて行合ふを。組違ひて其末を長く上に出したる物にして、其棟より上へ。高く出たる處を。氷木とは云なり。或人伊勢神宮の千木の事を論ひて云、貞和鏡記に、組目上謂千木、組目下謂搏風とあり。後世は、千木をば別に作る社もあれども、伊勢にては今に搏風の末を切らず、直に千木に用ふるなり。さて甚重き故に、風穴を明るなりと云り。ちぬ其は棟より下にては。即多理木と並て同じさまなる故に。古事記には椽字を當まし屋の左右の妻にては搏風と云物なる故に、書紀には其字を當られたり。然れども是らは、棟より下にての名なれば、共に氷木には叶はぬ然ぞをぞ。此千木の端を撥ねて。伊勢内宮外宮にて内をそぐと、外をそぐとの差あるに就て、會易の理なと。事々しく云ことなれば。例の漢意の附會なり。尾張人吉見氏が云る如く、内宮と外宮と状を変たるのみにて、何の意もあるまじきに非ず。○高知とは。本より多迦斯理とある字を師云此も多く。氷木の事のみに非ず。主の其宮を知坐をいふ。高め上の太と同じく稱言なり。續紀に聖

武天皇卽位の時の詔に。天下乃政乎。彌高爾彌廣爾云々。万葉六に。吾大王の神隨。高所知流稻見野能云々。また自神代芳野宮爾蟻通高所知者。山河乎吉三。などの歌もて意得べし。宮尓と云れバ。宮の高きを云に非ず。天皇の。此宮を高知り坐なることと明けし。さて氷木は。棟上に高く上る物なる故に。其に云かけて。兼て其宮をも祝と爲なり。全宮柱太知と云に同じ。万葉一に。芳野川多藝津河内尓高殿乎。高知座而。また荒妙乃藤原我宇倍尓食國乎。賣之賜牟登。都宮者。高所知武等云々。また六に。和期大王乃高知爲。芳野離宮者。また吾皇神乃高所知。布當乃宮者云々。是らも皆天皇に係奉りて云へるを思ふ。さて此宮柱云々。氷木云々など云は。甚く上ツ代をぞ定れる宮造りの稱辭にして。甚も雅と爲詞なり。神武天皇紀に。故古語稱之曰。於畝傍之橿原也。太立宮柱於底磐之根。峻峙搏風於高天原。而始馭天下之天皇と見え。文字は漢風に書なせる故に。いとうるさし。式の祝詞どもに多く見えて。神宮にも天皇の御殿にも申せり。偖これ宇迦の山本の宮は。杵築大社とは別なり。杵築宮の事は。第百二十三段の傳を見べし。大国主命天下を宇斯波伎坐流ぞは。此宇迦山本宮にぞ住坐けむ。○是奴は。師云二字を連ねて。許夜都と訓べし。上の意禮の下に引る。枕冊子の加夜都は。彼奴にて。共に古言なるべし。今かの加夜都に對へて。是奴は許夜都なることを知ぬ。さて今世俗語には。是奴を許伊都と云。彼奴を伎夜都とも。阿伊都とも云なり。はさ杼伊都を云に。誰奴なり。是らみな。夜を伊など訛り云格に同きに。ても。是奴は許夜都なることと明けし。對馬などよりても。今

毛阿夜都許夜都曽夜都と云と云へり。ちて上に意禮と詔ひ。此に如此詔ける。共に裏には甚く賞美たる御心もて。故に表に賤め詈賜ふなり。今世にも然事多きを思合せて。其味を知べし。凡て上件令寝蛇室云々とり。種々ある事と。此御言と全同じ御意旨なり。此御言を宣ひのおしては叶はざる故に。追給けり。然るは此までは御心も顕さねば。功をも立給はざらむ事を思してなり。また大国主神も。此時始めて。大神の。我を苦め給けるは。深き御心ありし事を知給ひけむ。◯還坐而は。おれ顕国へ還坐るなり。或人云。上に伊邪那岐大神は。根国より還坐る時は。禊祓ひ給ひ。伊邪那美大神は。豫母都戸喫し給へる故に。顕国へは還坐がたき由見えたり。大国主神。また須世理比賣命は。彼国に久しく坐つれど。彼竈所にて煮炊為る物を。聞食れむこと著し。然るに容易く還坐しまた殊に。禊祓は態ありしも聞えざるは如何と云に。答へけらく。此二神の此国の物食たりや

食さばや。其は知らば。假令食たらむも。上に云る如く。此神たちの。彼国に往來し給へるは。別な所以る事なれば。伊邪那美命は。還坐がたく思召せると。由縁異なり。また還坐して後の。禊祓は態は有りけるか無りしか。知らねど。道理をもて思ふに。必祓ひし給ひけむを。其は此に用なき事なる故に。語り傳へざる物なるべし。◯若須世理毘賣命。若は例の稱名にて。別なる義なし。◯社は。須世理毘賣命は常住ける屋代なり。抑此比賣命は。大国主神の嫡妻に坐せば。共に宇迦山本宮に住給ふべく思ふに。かく別に御屋代あるは。上代には。神等多くは一柱づゝ。常には離れ坐るして。通ひ住給ける事と聞え為り。下にも処々。その趣に見ゆる事ども有り。◯滑磐ハ。奈米斯波と訓べし。堅石などの例なり。◯滑狭は。那米斯波の斯波を約めて。佐と云るなり。

本書風土記に、神門郡滑狹郷、郡家南西八里。云〻とて此傳を記し。故云南佐神龜三年改字滑狹とある。和名抄に。當郡に。南佐とも滑狹とも書て。二郷なる是なり。風土記抄よ。滑狹、神西。市場。二部。三部。常楽寺。畑村等也といへり。神名式に。同郡よ那賣佐神社。今本佐を使よ誤まり。風土記に依て改む。同社坐和加須西利比賣神社なり。風土記よ。奈賣佐社と云ゞ二社有て。竝在神祇官と云牙傢は卽是なり。風土記抄よ。滑磐石者在神西村岩坪山。岩坪大明神。高倉權現之所坐。則祭須世理比賣與大穴持命。則那賣佐社也。神名式考證よも。社記云。所謂磐石者在神西郡岩坪山。岩坪明神。高倉明神。是則祭大穴持命。須世理比賣命。式内奈賣佐兩社是也と云り。且有神西曰神待之處。大穴持命

來通須世理比賣命之時相待比賣于此處也。波加佐社是神待社也。又有羽加佐山と云り。波加佐社も風土記に。奈賣佐社に竝出て。是も在神祇官と云る社なり。然傢よ神名式よ。此社を擧られざるは不審けれとなれり。さるは風土記に在神祇官といへる社の。神名式よ漏さ傢ゞ無きぞなり。或說よ。和加須西利比賣神社み次に竝びて。佐伯神社とある者。伯佐を下上に寫し誤れるよて。波加佐社に傢ぼしと云り。然も有べし。

於是大国主神。爲伐八十神而

造城矣。城名樋山之地是也。故八十神者。不置青垣山裡詔而。持其生大刀生弓矢而。追避之時。毎坂之御尾追伏。毎河之瀬追撥而。國作始矣。其追廢之時。追及坐之處云來次。亦此大神之射垜立而射之處者。卽矢代鄕是也。亦令殖笑之處云矢内鄕也。

城は紀と訓べし。御紀を始め古書どもに志呂と訓ることはなく。常に紀をのみ訓來れり。城を紀を云名義を。加茂大人は。書紀に玉城宮とあるを。古事記に玉垣宮とあるに就て。卽加紀の畧なりと言れ。谷川

氏は築の畧なる　師云。必しも後世此城の如く。なら〱一の
べしといへり。
然らねども假そめに。垣をひ廻らし。構へなる處などを
も云なり。稲を積置く処を稲城。馬を居しむる処を牧と云にても知るべし。○城名樋山。
此は本書出雲風土記に。大原郡城名樋山郡家正北一里
百歩云々とて此傳を記せり。同記抄に斐伊郷古城山也。
東北咸山。以南小川。以西大河也。俗呼云劒埼と云へり。○
青垣山此は下にも往く出れど。一の山名には非ず
は師説に。青山の国の垣をなりて周廻れるを倭建命の
御歌に多々那豆久阿袁加岐夜麻碁母禮流夜麻登志宇
流波斯と御詠まし。万葉一に。疊有青垣山云々。神賀詞に。

出雲国乃青垣山内爾。下津石根爾宮柱太敷立氏云々など
ぞ猶あり。山と云ずて唯青垣とのみ云る例は万葉六に。
芳野離宮者立名附青墻隱云々ぞあり。是なりとあり。眞竜
云。青は青香山青菅山此青の如し。此所は。須賀の宮所を
圍む山を云なれば。東北に。須我山。林垣山。西南に高麻山
船岡山ありて。堺を廣く遠
く。八十神を追撥ふを云。　○持其生太力生弓矢云々。師
云るゝにて生てふ徳あらせるなり。○毎坂之御尾云々。
毎河之瀬云々。師云二の毎は處々にて戰賜ふ度毎に勝
給ふと云ことを。如此雅に言なせるは。まさ古文の巧。後
世は及ぬ所なり。万葉十八に可波乃瀬其等尓とあり。○国作始矣は。師
云。下に此国作賜ふ事の定あり。作とは巻首に修理とあ

し字の意なり。抑此国作の事は。上の豫美国段に。伊邪那
岐命の。吾與汝所作之国。未作竟。故可還と。伊邪那美命に
詔ひしかども。云々の所以にて。得還坐さで止みしを。其
伊邪那美命に依坐て。豫美国を所知須佐之男大神の。御
裔に坐ば。此神の。其大神の御威霊にてありて。御威霊にてあるとは。生太刀生弓矢を得給ふ事など。上件事をいふ也。彼業を紹て。功を成給ふなと彼と
此とを相照し考へて。深き所以ある事を知べし。○來次
は。伎須伎と訓べし。下に引く支受支社を。式には來次と作き。大嘗會の齋紀主基の主基を。次とも書なり。さて此來次の事は。本書風土記に。大原郡來次郷。
郡家正南八里。抄に。來次郷。西日登。東日登。寺領。中谷。來次市等五所也とあり。和名抄にも同郡に。來次郷と出たり。所造天下大神命詔。八十神者不置青垣山裏詔而。
追廢時。此處追次坐。故云來次とあるを採れり。但し処追次坐の四字。本どもに。義追以生とあるは写誤なり。今は眞竜が解に依て。改めて引けり。追次は追及なり。
伊邪那岐神を。伊邪那美神の追坐し事を。古事記に。追斯
伎とあり。志伎を須伎と云るは。書紀に。味鉏高彦根命とあるを。古事記に。阿遅志貴高日子根神とあるもて知べし。此等を考へ合せて。追及云々と文を成れば。道を追
及ぶを斯久と云と。師の言はれしが如し。八十神を追及
て來給へし地なる故に。來次と云由なり。俗に追付といふ意なり。委くは。第二十二段の傳に云へりき。
さて風土記に。同郡に。支須支社といふ
有て。在神祇官と云けり。風土記抄に。屋裏郷宇治村。室大明神也と云り。即神名

式に同郡に來次神社とある是なり。大国主神を祭れるなるべし。○射垜は阿牟都知と訓べし。和名抄射藝具條に。楊氏漢語抄云。射垜以久波止古路。此間云阿無豆知。今按又用堋字とあり。以久波止古路は的所なり。阿無豆知は今阿豆知と云ふ。的を立て弓射る場をいふ。○矢代郷は。本書に。大原郡屋代郷。郡家正北一十里一百一十六歩。所造天下大神之垜立射處。故云屋代。神亀三年改字屋代。即有正倉とあり。抄に。并東西三代為一郷と云へり。和名抄に當郡に屋代郷見えず。其正倉は。同記に不在神祇官とある社此中に屋代社とある是なるべし。抄に屋代郷三代村。貴船大明神也とあり。祭神は決めて大国主神なるべきに。貴船と云は。後の非説なるべし。○笑は。和名抄征戰具に。箭釋名云。笑和名夜とあり。令殖とは。戰ひ給ふ時のおとゞめと殖は宇ゝとも訓べく字なきで。矢竹を殖生し給へる所。と云べきにも有べし。本書に同郡屋裏郷は。郡家東北一十里一百六十歩。古老傳曰。所造天下大神之殖笑給處。故云矢内とあり。抄に。宇治。南賀茂。中村。延野。大竹。猪尾。岩倉。新宮。近松。砂子原。立原。大埼等。十二所也と云へり。和名抄に。同郡に屋裏郷あり。にて矢代矢内二。此故事は。必しも此時の事をは所思ねど。因に此處に文を成せるなり。

故其八上比賣者。如先期。美斗

阿多波志焉。爾其八上比賣者。雖率來坐。畏其御嫡妻須勢理毘賣而。其所生子者。刺挾木俣而返矣。故其子出名云木俣神。亦名謂御井神。此者座摩出御

巫出伊都伎奉神也。

八上比賣。師云延佳本ふ神字ゐきぞ。前後此名ふ神と云ふ例無れど。無ぞ宜き。○如先期。八上ふを此比賣神の。八十神ふ答給へる言ふ。吾不聞汝等之言。將嫁大名牟遲神とゐる耳ゐまども。彼時よ既く契約て有ぞゐおらむ○美斗阿多波志焉。師云邇々藝命れ大御歌よ。佐禰斗許母。阿多波怒加母用。とある聯ざまと合せて思ふぞ。美斗は。美斗能麻具波比の美斗と同く。彼佐祢斗許と同じ聯なきぞなり。阿多波志は阿多比を延と云例れ古言よて。阿多比阿多布など

を活用言けり。さて神代紀下に幸之ゐと雄略天皇紀に。
與一夜而娠まつ奉與一宵とも。與 終宵とも同紀に見ゆ。など有るにても其事を
知らまなれども言ひ意をいふなど詳に思得ば。與御手也と云説なども
どを。織く誤なり。其を今の世に。手を挂と云より思ひよれ
ばにや。然れど美手と云で佐祢杼許母を云るをぞ如何
せむ。強て嘗に云ば。彼大御歌に奥津藻邊爾者雖寄と比ば
詔ひまつる眞寢床毛と云ると連有を思ふに。阿多布を此
を彼と一つに寄著意ならむか。雄略天皇紀の與字も共に
ばる意を取れるなり。此與字を。人に物を與る意にて。阿多波須と訓り。と思ひ混てぞ。
然れど美手阿多波須とて。一つに寄會て。御寢所を與にせ
賜ふ意ならむか。さて人に物を與と云を。令阿多波の波須を約さる例の言にて。是も其物を其

人に寄せ著る意より出なれば。右の阿多布と。此も本
を一つに落めり。まつ漢文に。不能を阿多波受と訓む。字書
に。能は勝任也と有意にて。多閇受と云に同じ。故思ふに。
勝任も。本阿多布流の阿を省るならむか。不堪を阿閇
受とめ云なも思ふべし。かくまで。勝任を。其事にとく至
著意。不勝を。其事に得至り著ぬ意なるべし。然まで不
能も不勝も。みな本を。右の阿多布と一つなれば。○書紀に
納采まつ聘などを。阿手布と訓るを。言も事も近くれど
別なり。○雖率來坐は。因幡より出雲に。大国主神の率來ま
せるなり。○畏を。八上比賣は畏み坐りけり。其は下に嫡
后は甚く嫉妬み給ふに。大国主神和備て倭国に上坐む
と將給る事有れば。然る事を聞しる畏み坐るならば
し。○刺挾を。刺は軽く添る辭なり。○返を。本国因幡
になり。○御井神とは。師説の如く。此神處々に井を作て。

民の利をなし賜へる御功なりしに因て稱奉れる御名なるべし。其御社は。まづ出雲風土記に。秋鹿郡に御井社（鈔に在佐田といへり）なりて。在神祇官と見ゆ。神名式に。同郡に御井神社とある是なり。はた出雲郡にも御井社ありて。在神祇官と見ゆ。式に。同郡に御井神社とある是なり。（風土記鈔に。有漆沼郷直江村。御井大明神也と云へり。）なほ大和国宇陀郡に。御井神社。（此社は。檜牧村と云に在て。今は食井大明神と考證に云へり。）美濃国多藝郡に。御井神社。各務郡に御井神社。（和名抄に。同郡に三井郷あり。當国式社考に。加納駅を去こと東二里許に。三井村なり。御井大明神と云といへり。考證にも。三井村北一里餘に。稲羽山明神社なりと云るに就て。或人云。承和十五年の紀に。七月美濃国厚見郡無位伊奈波神に奉授從五位下とあるは是なりと云り。御母神の稲羽は神なるを思ひば。然も有らむ。）但馬国養父郡に。御井神社れどなり。（〇名神祭式に。御井神社一座とあるは。誰社ならむ。）〇座摩之御巫は。上にも出て且々云へり。（第七十四段の傳見るべし。）神名式に。神祇官西院坐御巫等祭神廿三座の中に。座摩巫祭神五座。（並大。月次新嘗。）生井神。福井神。綱長井神。波比祇神。阿須波神となり。（清和天皇紀に。貞觀元年正月廿七日。奉授神祇官生井神。福井神。綱長井神。波比祇神。阿須波神。並從四位上とあり。）縣居大人説に。座摩は本攝津国西成郡の所名にて。式にも同郡に同神の社なり。（今云。此社は。下に別に記し出て。委く注を見べし。）右の神等を祭る祝詞に。皇神能敷坐下都磐根爾。宮柱太知立云々。と云るにも依るに。古へとなり。此大神の敷坐し處に。仁徳天皇宮作りし給ひて宮中

に齋給ひし故に、其後大和山城と京を遷されても同く
遷し齋れて、其處を卽座摩と云しならむ。座摩は座は今
集解に居とも書れど、爲を訓ことを定めかねぬ。然て居も座
も摩も借字にて、井之後と云所名にや有らむと言れし
は、實然る說なり。然るにまた、井之塘にやとも言れし。其說は、いかゞ有らむ。猶能く考べし。
は伊勢國朝明郡にも、式に井後神社と云が有ればなり。此社は、いま柿村と云に在りとぞ。さて祈年祭の時に、此神等に白す祝詞
に、座摩乃御巫乃稱辭竟奉る皇神等能前爾白久、職員令に、御巫とある所の義解に、在女曰巫也と見え、延喜臨時祭式に、凡座摩巫取都下國造氏童女七歲已上者充之、若及嫁時申辨官充替と見ゆ。一本に都字を部と作り。巫を加牟乃古と訓ふは、神之子なり。さて御巫は此外にも、神祇官八神の
御巫、御門御巫、生島御巫など、各別なる故に、座摩乃とは云へるなり。生井、神名式に、生井神、清和天皇紀同じ。
榮井、紀にも式にも福井神とあり。榮、福、幸などは、言意をも同じ。津長井、紀式ともに、綱長井神と
あり。訓は同じ。さて此三名は、御井神の御名を種々に称へたるなり。綱長井と申すは、井は深きは、水冷やかなる
故に、釣瓶の綱は長き由を、世の長き由にかけて称へたるか。阿須波波比支、此二神のことは既に第七十四段に委く注せり。登御名者白氐稱辭竟奉者。古は祝詞の定例は言なり。既に注せりき。
皇神能敷坐下津磐根爾。考に云、右神たち彼座摩此地家本とり宇斯波伎坐しゝ事、この文にて知らる。今京を建給ひし時、園神韓
神此社を、宮内省に祭らるゝ類なり。さて其座摩は、難波
宮の時此事なるを、大和山城の都にても、古へに準へて、かくは称へ申し給ひけむこと、上に云が如し。宮柱太
知立。高天原爾千木高知氐。此言は、ことは既に第八十六段の傳に委く注せり。皇
御孫命乃瑞能御舍乎仕奉氐。瑞、御舍は、ことは既に第六十六段の傳に注へり。天

御蔭日御蔭登隠坐氏。考に御は眞なり天を覆ひ日を覆ふ為の屋なるを文にかく云ひ成せるなりとあり。或説に天は雨の借字にて雨を防ぎ日を防ぐ由をかく云成せるなりと云へり。宲然も有べくや。四方国平安国登平久知食故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣とあり。また月次祭の祝詞にもかく見えたり。さて臨時祭式に。御井祭と云見え。其祭の品々を見ればいと重き御祭なり。また御井幷御竈祭とも有て。竈神とを一ッに祭給ふことも有り。然るに其品々を一ッに挙さまざまなり。師言の如く井に殊に重くしるき處なれど。誰家にも分々に隨ひて此神をば齋奉るべき物ぞ。れな神名式に。攝津国西成郡に坐摩神社。大月次新嘗。あり。また上に記せる縣居大人説に。謂ゆる神祇官に坐る座摩神

此本社なり。清和天皇紀に貞観元年正月廿七日摂津国坐摩神に従五位下とあり。百錬抄元仁元年四月十三日此社の門荒垣等の焼たるに付て軒廊御卜ありしこと見ゆ。はた和泉国和泉郡積川神社五座とあるも。右五神を祀るべし。彼社記に見ゆ。と考證に云へり。国史に承和九年十月奉授无位積川神従五位下貞観六年三月廿三日授和泉国従五位上積川神従四位下同十五年四月五日授従四位下積川神従四位上とあり。和泉志に今在積川村と云へり。

○門人岩崎長世。久保田綱根。佐藤昌信ら云。これの十七此巻を。櫻木にゑらせて。紙にうつして。其花の咲みたるがごと。天の下にて匂はせむとの為は。美濃国恵那郡附地村に。古くより世々村を治むる田口慶成。又

日本政府圖書

其おれじ里長。曽我常昌ら相議て。まさ初帙よて次々を彫刻志ゐる人くれ功績成合せて。かくは成ゐるふ那む。

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan